

第 3 号

3月19日（火）

平成25年第1回氷川町議会定例会会議録（第3号）

平成25年3月19日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程（第3日目）

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 承認第 1号 | 専決処分の報告及び承認について |
| 日程第 2 | 議案第 1号 | 氷川町ふるさと振興基金条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 2号 | 氷川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 3号 | 氷川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 4号 | 氷川町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 5号 | 氷川町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 6号 | 氷川町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 7号 | 氷川町が管理する町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 8号 | 氷川町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第 9号 | 氷川町移動等の円滑化のために必要な道路の構造の基準を定める条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第10号 | 氷川町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第11号 | 氷川町税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第13 | 議案第12号 | 氷川町児童医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第14 | 議案第13号 | 氷川町障害者介護認定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第15 | 議案第14号 | 氷川町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部 |

を改正する条例について

- 日程第16 議案第15号 氷川町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第16号 氷川町宅地開発基金条例を廃止する条例について
- 日程第18 議案第17号 平成24年度氷川町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第19 議案第18号 平成24年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第20 議案第19号 平成24年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第21 議案第20号 平成24年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第22 議案第21号 平成24年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第23 議案第22号 平成24年度氷川町宅地開発事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第24 議案第23号 平成25年度氷川町一般会計予算について
- 日程第25 議案第24号 平成25年度氷川町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第26 議案第25号 平成25年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第27 議案第26号 平成25年度氷川町介護保険特別会計予算について
- 日程第28 議案第27号 平成25年度氷川町下水道事業特別会計予算について
- 日程第29 議案第28号 平成25年度氷川町宅地開発事業特別会計予算について
- 日程第30 第一次氷川町総合振興計画（基本計画）の変更についての訂正について
- 日程第31 議案第29号 第一次氷川町総合振興計画（基本計画）の変更について
- 日程第32 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第33 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第34 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 追加日程第1 議案第30号 平成24年度氷川町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第35 発議第1号 氷川町議会議員定数条例の制定について
- 日程第36 発議第2号 氷川町文化財保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第37 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査の申し出について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番 三 浦 賢 治	2 番 田 中 照 男
3 番 江 寄 悟	5 番 松 田 達 之
6 番 上 田 俊 孝	7 番 上 田 健 一
10 番 吉 川 義 雄	11 番 有 田 芳 人
12 番 片 山 裕 治	13 番 坂 本 悦 男
14 番 永 田 義 昭	15 番 笠 原 良 一

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 陳 野 信 次 書 記 平 山 早 苗

6. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 藤 本 一 臣	教 育 長 廣 瀬 龜
総 務 課 長 河 崎 澄 男	企画財政課長 平 逸 郎
税 務 課 長 今 田 辰 彦	町民環境課長 中 島 正
健康福祉課長 山 下 剛	農業振興課長 稲 田 和 也
農地整備課長 河 野 正 利	建設下水道課長 森 田 寿 也
総務振興課長 甲 斐 貴 裕	商工観光課長 前 田 昭 雄
会計管理者 坂 本 京 子	学校教育課長 西 尾 正 剛
生涯学習課長 木 本 栄 一	農業委員会事務局長 梅 田 光 義
代表監査委員 遠 山 正 敬	

開議 午前10時00分

-----○-----

- 議長（笠原良一君） 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 承認第1号 専決処分の報告及び承認について

- 議長（笠原良一君） 日程第1、承認第1号、専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

- 議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、承認第1号は、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第2 議案第1号 氷川町ふるさと振興基金条例の制定について

- 議長（笠原良一君） 日程第2、議案第1号、氷川町ふるさと振興基金条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

- 議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第2号 氷川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

- 議長（笠原良一君） 日程第3、議案第2号、氷川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

- 議長（笠原良一君） 本案は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第3号 氷川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

- 議長（笠原良一君） 日程第4、議案第3号、氷川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。
討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第4号 氷川指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について

○議長（笠原良一君） 日程第5、議案第4号、氷川町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第5号 氷川町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

○議長（笠原良一君） 日程第6、議案第5号、氷川町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

江寄議員。

- 3番（江寄 悟君） 今回のインフルエンザ対策本部なんですけれども、これ全協のときに少しお伺いして、その対策方法についてをいろいろお話を聞かせていただいたところです。

ところでこの条例の中に、インフルエンザ対策本部の職員は町長が任命するというふうな条項があるんですけれども、対策本部長がだれがするのかというところが明記がなかったので、総務課長のほうに「どういうふうな中身なんですかと」というご質問をしたんですが、そこのところの明快な回答が出てこなかったというふうに認識していますが、別の規則か何かで定めるのか、町長がやると謳うのか、そこら辺はどういうふうな最終判断をされたんでしょうか。

- 議長（笠原良一君） 健康福祉課長。

- 健康福祉課長（山下 剛君） ただいまお尋ねの本部長はどなたかということなんですけれども、この特別措置法の第35条に法で本部長は町長ですというふうなことが記載されてるものですからというふうになってるんですけど、条例を見ただけではわかりにくいというふうなご指摘をいただいております。規則でそのような明記をしたいというふうに今、進めているところでございます。

- 議長（笠原良一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（笠原良一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

- 議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第6号 氷川町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について

- 議長（笠原良一君） 日程第7、議案第6号、氷川町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 議案審査のときもかなり質問をいたしました。

この11条に歩道の設置が記載されているわけです。そして交通量の多い道路にあっては3.5メートル以上、その他の道路に当たっては2メートル以上と、このことを聞きました。但し書がありまして、地形の状況、その他の特別の理由によりやむを得ない場合においてはこの限りではないということで、審査では課長はこの限りではないということを強調されたんですが、一つだけインターアクセス道路をつくるわけですね。当然、こういったのが基準にはなっていなかったから歩道は付けないというふうな計画になってるかと思うんですが、この条例を決めた場合、後で歩道設置をしなくちゃならない、そういうことはありませんか。この解釈をもう少し丁寧にお願ひしたいと思うんですが。

○議長（笠原良一君） 建設下水道課長。

○建設下水道課長（森田寿也君） 今の吉川議員の質問でございますが、一応町道に関しましては、3種4級か5級になっておりますので、主幹的な道路に関しましては3種の4級を該当させたい。その中で歩道につきましては通りがとても多いという形である場合は、こういう適用をさせたいなということで主幹的な道路ですよ、をこういう歩道を設置したりとかそういうことを考えていきたいと思っているところでございますので、但し書で書いてあるということでございます。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） ちょっとここだけはっきりしときたいなと思うんですけど、アクセス道路について同僚議員からたしか一般質問だったかと思うんですが、歩道は必要じゃないかっていう意見が出てたと思うんですよ。しかしこういったのがまだ権限委譲で来てない段階だったし、人もあんまり通らないだろうということで歩道は考えていないというのがありました。それで今言われるようになんかきめ細かくこれには設定されているんですね。今言われた3種第4級にして、中央帯の問題とかいろんなのがかなり詳しく載ってるんですが、それで但し書は分かります。アクセス道路はつくった後に今言われるようなことで本来は付けんといかんけど、形状、いろんな問題でこの但し書で運用していきますよということなんですか。できることならば付けたいけども、予算がなくて付けないという問題とかいろいろあるじゃないですか。その付近はどうですか。

○議長（笠原良一君） 建設下水道課長。

○建設下水道課長（森田寿也君） これにつきましてはですね、第41条にこの中に路肩4メートル以上とするものとするとか、地形の状況、その他の特別の理由により

やむを得ない場合においては2.5メートルの縮小とか、こういうのがずっと書いてございまして、最後に状況を勘案して設置するとかそういうのをここで書いてあるということでございます。

○議長（笠原良一君） いいですか。ほかにありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第7号 氷川町が管理する道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について

○議長（笠原良一君） 日程第8、議案第7号、氷川町が管理する道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第8号 氷川町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について

○議長（笠原良一君） 日程第9、議案第8号、氷川町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第9号 氷川町移動等の円滑化のために必要な道路の構造の基準を定める条例の制定について

○議長（笠原良一君） 日程第10、議案第9号、氷川町移動等の円滑化のために必要な道路の構造の基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

江崎議員。

○3番（江崎 悟君） 先ほど吉川議員が質問された部分については、これは国土交通省のほうで基準を定めたものをそのまま下してくるということで、実質的にはその内容でありましたから、これに基づいて町道管理がされているというふうに思っております。

ただし今回の議案第9号につきましては、この円滑化のための道路構造基準を中身をよく見てみると、歩道についてはやむを得ない場合という部分があります。ただ、バス停についてはベンチを置きなさい、上屋を付けなさい、それから道路傾斜は8%以下ですよとかっていうのについてはやむを得ない場合、5%でやむを得ない場合は8%以下っていう、こういう基準をつくりますということです。

これについては他の市町村の状況を総務課長のほうから提出していただいたら、この条例をつくらないところが半分ぐらいある。なぜなら、これをつくると随分と道路に費用がかかるから半分ぐらいはつくらない。うちも県に出した資料によると、つくらないよというふうに出してあったんだけど、今回提出されましたが、これらの部分については今後、道路基本計画の整備に並行してこの基準に基づいてバス停のところにベンチを置いたり、上屋をつくったり、傾斜が8%以上あるところについては8%以下にしたり、そういうふうな町道整備をしますよというふうに理解してもよろしいんでしょうか。

○議長（笠原良一君） 建設下水道課長。

○建設下水道課長（森田寿也君） 今の質問でございまして、この条例につきましては基本的には特定道路ということでございまして、この特定道路というのが法律第10条第1項、趣旨の第1条中の中にございまして、この法律第10条第1項とは道路管理者の基準適合義務等ということでございまして、条例を読みますと、道路管理者は特定道路の新設または改築を行うときは、当該特定道路を移動等円滑化のために必要な道路構造に関する条例にあっては、主務省令で定める基準に適合させなければならないと。

そこで特定道路とはということでございまして、これにつきましては法律施行令の第2条で法第2条第9号の政令で定める道路はということで、このずっと、あまり長くなりますので2条中の最後にこの特定道路というのは、国土交通大臣がその路線及び区間を指定したものととなっておりますので、特定道路というのは国土交通大臣が指定した路線及び区間でございます。

当町で管理する町道はこの特定道路についてはございません。ですので条例化は必要はございませんが、先ほどの法律第10条の中の第4項で、道路管理者はその管理する道路を道路移動円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないということでございまして、強制ではございませんが、努力義務ということで国・県から条例を制定するように指導がされまして、条例化するものでございます。

○議長（笠原良一君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第10号 氷川町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例
の制定について

○議長（笠原良一君） 日程第11、議案第10号、氷川町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第11号 氷川町税条例の一部を改正する条例について

○議長（笠原良一君） 日程第12、議案第11号、氷川町税条例の一部を改正する条

例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第12号 氷川町児童医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（笠原良一君） 日程第13、議案第12号、氷川町児童医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第13号 氷川町障害者介護認定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（笠原良一君） 日程第14、議案第13号、氷川町障害者介護認定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第14号 氷川町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（笠原良一君） 日程第15、議案第14号、氷川町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議案第15号 氷川町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（笠原良一君） 日程第16、議案第15号、氷川町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。ありませんね。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第16号 氷川町宅地開発基金条例を廃止する条例について

○議長（笠原良一君） 日程第17、議案第16号、氷川町宅地開発基金条例を廃止する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

江寄議員。

○3番（江寄 悟君） 今回、氷川町宅地開発基金条例を廃止しますという条例が提出されました。これにつきましては、説明のときに監査委員さんの指摘によって条例を廃止するんだっていうふうな説明を受けたところなんですけど、監査報告にあった監査委員さんの指摘は条例を廃止しなさいという指摘だったんでしょうか。

これは、「宅地開発基金、これが全く動かないのでどうするんですか、今後は」という指摘じゃなかったらと思うんです。これに関しては、一般質問でも町長のほうにお話をお伺いしたところなんですけれども、インターチェンジの開通に伴う人口減を何とか食い止めるために、人口維持、人口増対策のために宅地開発を町が率先してやるためにもこの宅地開発基金が必要ではないか。人口増対策やらない、宅地開発はしないよということをはっきり町長の口から出れば、これは基金を廃止せざるを得ないと思うんですけども、そのところは今後町として後期の基本計画も出ましたが、宅地開発で人口減を食い止めるという施策はやらないというふうに受け取ってよろしいんでしょうか。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 昨日も議員と議論をしたところでございますし、後期の基本計画の中でも当然、そういった人口増対策を進めていくという方針を打ち出しております。問題はそのやり方がですね、これまで町が土地を買って家を建てて、入ってくださいというやり方でいいのかどうか。民間の皆さん方のいわゆる参入を促すようなことも考えられるんじゃないかということですね、今担当課のほうともですね、協議をしているところであります。町がすべて土地から買って、家を建てて入っていただくという方向がいいのか、条件整備をして民間の皆さん方が大いにこの氷川町にいわゆる宅地を建てるといって、そういった事業として参入していただくような方策をとったほうがいいのか。私は後者のほうが今後はいいのかなというふうに思っております。そういったものを含めますと、当面町がこの宅地開発につきましての、いわゆる土地を取得するという今のところの予定はございません。そういったものと、これまでこの基金の活用につきましての止まっていた部分について監査委員様のほうから指摘を受けて、ここで1回区切りを付けよう。

ただ、今後必要な部分につきましては、基金というよりも直接一般財源から財を投じて、やるべきときにはやっていかなければならないのかなというふうに思っているところであります。

○議長（笠原良一君） 江寄議員。

○3番（江寄 悟君） 氷川町がですね、なぜ民間活力が入ってこないか。入りにくい理由、そこがあって現在民間の宅地開発がなされているところは、概ね千丁あたりが頻繁にやられています。それはなぜかといいますと、農振がもう全体にかぶって

て農振除外から入らなければならぬので、民間の開発っていうか、民間の宅地開発事業ができない状況にあります。だから農振地域で土地利用の中でエリア分けをして、住宅エリアとしていいところについては農振が外れない限りは民間が入って来て宅地にしていいよというところが宅地にできないんです。

そういう意味で民間参入が非常にやりにくい町です。ですから、結果的に民間が入って来れないのであれば農振がかぶっていても、機能スポット的に個別に農振を除外する。だから氷川町が、ここは宅地開発をやりますって言ったところについては農振除外早いです。町がやるとしたらですね。民間がやるとしたら非常にこのまず窓口で、農業振興課で受け付けてもらえないです。農振除外の宅地開発にしても、なかなか道路のそばで農地としてももう既に荒れ地になっているところに地主さんがそこにもう民間に売って家を建てたいと思っても、農振除外ができない状況にある。そういう意味では、人口減を食い止めるのがこの氷川町は非常に難しい状況にあります。そういう意味で、今回宅地開発基金を廃止して、「もう町でやりません、民間に参入してもらいます」ということであるならば、そのための条件整備をやらないと今後、人口減を食い止めることはできないと思うんです。

今回、農振除外の見直し期間に入りましたけれども、そういうこともまだ今、担当課長の話によると建設下水道課からもそういう話は来ていない。商工観光課の企業誘致からも来ていないというのを昨日お伺いしたわけなんで、実質的に今の町長の話からいくと、宅地開発基金を廃止してももう直に基金を積み立てないで、たくさんお金を持ってるから直接そのお金を出すんだというようなことであれば、やはりその宅地開発、もしやるとなったら計画性がない宅地開発になってくるんじゃないかと。ある程度土地利用の中で宅地開発をするって決めたら、それに基金を毎年余剰の基金を積み立てていって大きな開発をしていくというような、そういう計画をもってほしいなと思ひまして、この条例廃止には非常に現段階では疑問がありますということなんです。やはり基金は要らないで直接宅地開発を町がするとしたら、直接出すんだっていう方向には変わりないんでしょうか。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 議員おっしゃいますとおり、長期的な計画をもってですね、計画どおり進めていくというのが一番ベストな考え方なんでしょう。ただ、限られた財源の中で必要なときに必要な財を投じていくということもベターな考えかなというふうに思っております。先ほど言いましたとおり、そういった財を投じる必要があるときには皆様方にご相談をして、一般財源の中からそういった開発のための予算を付けさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（笠原良一君） 江崎議員。

○3番（江寄 悟君） じゃあ宅地開発基金を今回廃止しなければいけない理由、これを教えてください。監査委員さんから指摘があったからなくすっていうんじゃないんですね。

○議長（笠原良一君） 建設下水道課長。

○建設下水道課長（森田寿也君） 宅地開発、今の特別会計につきましては、分譲地が全部完売しまして、もうほとんど完済する、お金を返すのみの事業になっております。ですので積み立てっていうのができませんので、積み立てする額がほとんど完済のほうに入ってますので、積立額というのがほとんどなくなっておるということでございますので、積み立てをするというのも一般会計から、先ほど町長も言われましたが、するときには一般会計からぽんと出していただくというやり方がいいのではないだろうか、ということでこういう提案をしたわけでございます。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） ありませんね。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

江寄議員。

○3番（江寄 悟君） 私はこの氷川町宅地開発基金条例を廃止することについて反対の討論を述べさせていただきます。

本来、監査委員さんが指摘している中身につきましては、この氷川町のまちづくりの中で、本来町として宅地開発をやらないのであれば廃止する、やるのであればこの基金についてはもう少し将来の見通しを立てながら、土地利用を並行して宅地開発事業をやる、そういう姿勢を見せるか何らかの方策をとってほしいと。今、宅地開発基金を廃止しなければいけない理由もないし、インターチェンジが開通する25年度末に開通した後に、本当にこの宅地を求める人たちが増えたときに、この基金を利用して私は町として人口減を食い止めるための施策を打つべきじゃないかと。なぜあえて廃止しなければいけないかというところが非常に疑問を感じます。あったからといって何の支障があるんだろうかというのもあります。

果たしてこれが町長の本意なのかどうか、監査委員さんの指摘の一部を取って廃止されるのであれば、ちょっと時期尚早ではないかということで、今回の宅地開発基金条例を廃止することについては反対をしたいと思います。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。

吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 賛成がありませんので反対討論をさせていただきます。

私は監査委員さんの意見というのは基金の運用で、基金が少ないというのが一つの意見だったと。少額で利用できない、そういうことだったと思います。私は後の一般会計のところでも意見を述べたいと思うんですが、執行部は町長を初めインターチェンジを活かしたまちづくりを言っておられます。私はこれは大事なことだと思うんですね。これから先、人口が減っていく中で交付税の算定も減ってまいります。本町の場合、そういう中どうやって1万4,000人を維持していくか、これは大事なことだというふうに思っています。そういう点ではやはり基金をためていく、少しずつでも計画的に基金を積み立てていく、むしろそれを少ない金額でも年々繰り入れていってためていって、そしてやはりこれから先の開発にこれをうまく使っていくというのが大事じゃないでしょうか。

一時的に開発をしたいということで多額の費用を捻出するというのは、今後ますます私は厳しくなっていくというふうに思っています。そういう点では先ほど江崎議員の発言にあったように、やはりこの基金を今急いで廃止する必要はないんじゃないかなと。その計画が立った段階で私はやはりもうやめようと、民間がこれだけ大いに頑張ってきたからじゃあこれはやめようじゃないかというその時点で廃止すればいいことだというふうに思い、この議案に対しては反対をいたします。

○議長（笠原良一君） ありませんね。

これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立多数です。したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第18 議案第17号 平成24年度氷川町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（笠原良一君） 日程第18、議案第17号、平成24年度氷川町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑の回数は項目ごとに3回までとします。全ページで行いますのでページと項目を指定ください。

質疑ありませんか。

吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 51ページ、農地費、負担金補助及び交付金で氷川土地改良

によって暗渠、それからその後に氷川土地改良区補助金ということで排水事業対策とかいろいろ出されているわけですが、実は農家の方からこれまでいろんな土地改良の事業があったけども、「周知が不十分じゃないか」と、役をされてる人だと思うんですが、「チラシの枚数が戸数分ないから口頭で話を聞いた」という話もあるんですね。

私はこの周知徹底というのはもう事業は土地改良等がやっていくわけですから、もうすべて任せてあるんでしょうか。その点をひとつ聞かせていただきたいのと、やはり現地調査してみました、やはり必要な事業だし大変な事業なんだというのが私わかったんですが、私のところも取り組みたいという人たちが知らない間に事業が終わってしまうというのはよくないと思うので、不公平感がないように周知は当然されてると思うんですが、その点、どうなんでしょうか。そういう不満の声が現にあったのでですね、そこをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（笠原良一君） 農地整備課長。

○農地整備課長（河野正利君） 事業の推進については、土地改良区を通じて啓蒙しております。土地改良区のほうで役員会等に諮って役員さん方に通知をそれぞれの組合員に配付して周知をするということで、全集落に役員さんがいらっしゃいますので役員さんがいらっしゃらないところについては、それぞれの地区に総代さんという人がおりますので、総代さんのほうに通知の配付をお願いしているということで、全組合員のほうに周知を図っていると役場のほうでは認識しております。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） それで町の防災行政無線があるじゃないですか。これでは周知は当然しておられないと思うんですが、やはり今あったように「なるほど役員さんがいない地区があるのか、大変だな」と正直言って思うわけですが、そういった周知のやり方をもっと改善をして届かないところがないような、そういった手立てをぜひとっていただきたい。これ、要望をしておきたいと思いますが。

○議長（笠原良一君） 農地整備課長。

○農地整備課長（河野正利君） 今後、土地改良区とも話し合いながら、周知漏れがないように図っていきたいと思いますので。

○議長（笠原良一君） いいですね。ほかにありませんか。

江崎議員。

○3番（江崎 悟君） 30ページの公有財産購入費、今回ふるさと市町村の1億900万円を財源として、土地開発基金の財産を購入します。これは16件の土地開発基金の運用調書を見ますと、16件の6,600万円ここに書いてある金額の土地があります。これを今回一般会計のほうで買い上げて、土地開発基金には1億1,150

0万円程度の基金が残ります。この基金を残して先ほどの宅地開発とは違って、これは1億1,000万円の現金を残しましょうということになっておりますが、これについては土地開発基金にこのお金をプールして、今後どのような利用をされる予定があればそこをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（笠原良一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（平 逸郎君） 土地開発基金におきましては、企画財政課のほうで管理しております。今回1億1,100万円ほど現金を積むこととなります。土地開発基金の財産におきましては、財政的に余裕があるときに行政財産として買い上げるというのが通常の事務の鉄則でございます。今回1億800万円ほど歳入がございましたので、今回それで買い上げいたします。

なお、土地開発基金につきましては、今後予定されております土地の買い上げ等に備えるための基金でございます。近い将来、基本計画のほうにも掲載しておりますけど、消防署の氷川分署の進出計画がございますので、それに伴った支出というものも想定をしております。基本的にはいろんな土地の先行投資において、この基金のほうを活用していきたいというふうに考えております。

○議長（笠原良一君） 江寄議員。

○3番（江寄 悟君） 氷川分署、ぜひ欲しい土地です。宅地開発については一般会計からぽんといきます。氷川分署についてはこの土地開発基金を使います。ということですかね、町長。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 基金につきましては当然、目的のある基金でございます。目的があるならばそこに基金を、財を積むというのは当然でございます。先ほど課長が申しあげましたとおり、当面する部分でもう見えている部分がございます。

27年度からは鏡消防署氷川分署の建設に入っていかなければなりません。当然、そのときには土地を町で購入をして、広域のほうにいわゆる準備をしておきませんとその事業は進んでまいりませんので、そういった当面する目的がございますので、今回、土地開発基金に積み増すということで使わせていただきたいというふうに思っております。

○議長（笠原良一君） いいですか。

吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 56ページ、道路新設改良費、公有財産購入費で町道吉本本山線道路改良用地購入費1,800万円減額されておりますが、まず最初にこの減額の原因をお聞かせください。

○議長（笠原良一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（平 逸郎君） 町道吉本本山線の道路改良の用地購入費で今回、1,800万円ほど今回減額をさせていただいております。用地交渉につきましては、現在70%ほど進捗をしております。ただ、この分につきましては今年度中にですね、3月いっぱいまでに契約の締結、支払い等ができない部分につきまして数件ございますので、そちらの分につきましては一旦、予算のほうを減額させていただいて、かつ交付金のほうをですね、65%ありますので満額、使い切ることができるということで今回、一旦1,800万円を落とさせていただいて、再度新年度のほうにまた不足分ということで計上をさせていただいております。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） それで今後の見通しなんですけど、今言われたように3月までに支払いができない、数件残っているということでありまして。交付金を先に使って、これは新年度でやっていこうということですが、この工期等今後の計画には支障はないというふうに判断していいですか。ちょっと聞きますと、絶対売らないよという話もちらっと耳に入ってくるので心配もあるんですね。その点はうまくできますか、そこだけちょっとお聞かせください。

○議長（笠原良一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（平 逸郎君） 今議員さんおっしゃりますとおり、用地交渉、事業に協力しないっておっしゃってる方がいらっしゃいます。この分につきましてはですね、今年の4月以降ですね、ずっと交渉を続けているところではございます。今の現段階ではですね、26年4月の供用開始に向けてですね、ただもう説得に当たるということで努力をしているところでございます。

○議長（笠原良一君） いいですか。ほかにありませんか。
江寄議員。

○3番（江寄 悟君） この24年度の当初予算のときに、私は「藤本町長の土地はどうなるんですか」という話をしました。そのときにこの24年度予算で買います。その24年度予算で今回補正が出まして、最終的に用地購入費の減額が出てきました。この分は藤本町長の分については購入が終わったのかどうか。終わったとしたらその額は幾らなのか。藤本町長に支払われた内訳として用地費それから補償費でもナシの補償費があったのかどうか。そのほかに、いろいろ本来必要な、例えば草払いみたいなものも出てるのかどうか、その項目及び金額を教えてくださいと思います。

○議長（笠原良一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（平 逸郎君） まず、第1点の藤本町長のほうの用地の支払いですけど、これは終わっております。ただですね、用地の金額あるいは詳細等につきまし

ては、これはなかなか情報公開に沿ってもですね、公表すべきでないということで実は裁判事例あたりも出ております。現段階ではまだ用地交渉が進んでいる中でですね、前回9月議会のときに私のほうで「用地交渉が終わるまで公開はちょっとできません」ということで申し上げておりましたけど、その後裁判事例あたりも見ただけの結果ですね、これは情報公開条例にも当たらない案件であるということで、裁判のほうでは公開をなされてないというのがひとつございました。

概略を申し上げますと、ナシの本体のナシの補償というのはございません。ナシの木のほうのですね、補償はございますけど、これは現在収穫されてるナシの補償額ではなく、要するに雑木扱いですね、雑木扱いとしてのナシの木の補償という部分はございます。

以上でございます。

○議長（笠原良一君） 江崎議員。

○3番（江崎 悟君） 裁判事例というのは個人の情報公開条例に基づく事例であって、公人、町長の場合であっても、公人の場合であっても裁判事例があるように聞こえたんですが、それがいいのかどうかと、今、藤本町長のところのナシは補償していないと、用地と雑木だけが今回、財産購入費、用地費それから補償費で補償されているんですか。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 当事者がおりますので私から答えたほうがよろしいかと思っておりますが、まず、用地につきましては契約はすべて済んでおりますが、まだ今名義変更の部分が、所有権移転登記が今最中でございまして、すべての用地の支払いは済んでおりません。完了した部分だけの分をいただいておりますし、補償費につきましてはいただいております。先ほど言いましたナシ園の施設の補償費、その他の木のいわゆる今収穫している成木、いわゆる現在収穫している木とは違う基準でのその補償をいただいたところでございます。

あわせて当然私は公人でございますので、年に1回資産公開の義務がございます。3月の末、今月ですかね、4月1日までには私の資産公開をしなくてはなりません。当然それは皆さん方の公開の対象になっておると思いますし、いつも熊日さんのほうで私の資産も公開をさせていただいておりますので、そういったものを確認をされればどのくらいの、譲渡所得まで出てくるのかな、あれは。ですね、そういったところで確認がいただけるのかなと思っておりますので、必要であればぜひご確認をいただきたいというように思います。

○議長（笠原良一君） 江崎議員。

○3番（江崎 悟君） うれしかったですね。初めてこの件について口を開いてもらっ

たということ。いや、実はですね、町民の方の話は「ナシ園でもうナシをつくっておられないのに、急に手を入れられ始めたよ」とかっていう、だから「ナシの補償をもらうために手を入れているんじゃないの」という町民の方の疑問の目があった、そういう情報は結構出てきたもんだからもう町長にはっきり言っていただいたほうが町民の人たちの何て言うかな、疑惑の目っていうのがなくなる。今言われたようにもうナシの補償はもらってないよと、単なる雑木としての木の伐採分の補償ですよ、用地も別にほかのところと高く買うわけじゃないんだから概ねそれは買収については決まった価格でしか、いくら町長と言えども買えないわけですから、そういうところの公開を町長自らしていただければ、例えば譲渡所得の公開があったにしても、それがインターチェンジ分だけじゃなくもっと町長が別のところで頑張っておられる分が乗せたまま出てきたときには、「がんもらいよらすとか」という金額になるかもしれないというのがあったんです。実質的に今、町長のほうから話をしていただいて、その雑木としての補償と用地の補償ということであれば何ら隠すところはないわけですから、早くこういう話をしてほしかったなというふうに思っているところです。

ありがとうございました。以上です。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんね。

吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 62ページ、学校管理費、工事請負費について、今回竜北中学校の体育館の耐震補強、大規模改造工事が出されています。この間、学校の体育館等のこの耐震工事等は二つは同じ会社が受注したかなと思うんですが、議会から一度地元の業者とベンチャーもやって、少しは地元の業者についていう話をこの間あったかと思います。しかし実際は地元の業者が名乗り出ないということでそれができていませんでした。今回はどのような発注の仕方をされるのかというのをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（笠原良一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（平 逸郎君） この分につきましては、現在入札制度改革の説明のほうでも申し上げましたですけど、指名競争入札でなく、条件付一般競争入札を予定をしております。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 高額な工事だから当然なかなか地元の業者っていうのはできないっていうふうに思うんですね。1回目はうまくベンチャーの話もいかなかったんですが、そういったかなり大きな金額でお金を使うわけですので、もっと地元の業者あたりが入れるっていう、そういったやり方はできないのかどうか。考えてお

られないということならそれでいいですが。

○議長（笠原良一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（平 逸郎君） 今回予定をしております条件付一般競争入札の中には、実は特記仕様書というのが通常ございます。その中で、義務ではございませんけど、努力目標としましてですね、地元業者を入れていただくといったようなそういうものを条件付一般競争入札の中に組み入れることは可能ということで、一応そういうものを今回想定をしております。

○議長（笠原良一君） ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時08分

-----○-----

○議長（笠原良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第19 議案第18号 平成24年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（笠原良一君） 日程第19、議案第18号、平成24年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑の回数は項目ごとに3回までとします。全ページで行いますのでページと項目を指定してください。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） ありませんね。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第20 議案第19号 平成24年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第1号）について

○議長（笠原良一君） 日程第20、議案第19号、平成24年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑の回数は項目ごとに3回までとします。全ページで行いますのでページと項目を指定してください。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第21 議案第20号 平成24年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）

について

○議長（笠原良一君） 日程第21、議案第20号、平成24年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑の回数は項目ごとに3回までとします。全ページで行いますのでページと項目を指定してください。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第22 議案第21号 平成24年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（笠原良一君） 日程第22、議案第21号、平成24年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑の回数は項目ごとに3回までとします。全ページで行いますのでページと項目を指定してください。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(笠原良一君) 起立全員です。したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第23 議案第22号 平成24年度氷川町宅地開発事業特別会計補正予算(第1号)について

- 議長(笠原良一君) 日程第23、議案第22号、平成24年度氷川町宅地開発事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑の回数は項目ごとに3回までとします。全ページで行いますのでページと項目を指定してください。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(笠原良一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 議長(笠原良一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(笠原良一君) 起立全員です。したがって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第24 議案第23号 平成25年度氷川町一般会計予算について

- 議長(笠原良一君) 日程第24、議案第23号、平成25年度氷川町一般会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑の回数は項目ごとに3回までとします。まず1ページから7ページの第2表地方債まで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(笠原良一君) 次に、8ページから33ページまでの歳入予算で質疑ありませんか。

吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 15ページ、地方交付税の27億2,000万円、前年度同額で計上されています。公務員の給料関係については交付税をカットするという話がありますが、全体として国の予算は大きく増えているわけですね。そういう点では平成24年度も30億円近くなっただんじゃないか、最終的には30億円近くなっただんじゃないかなと思いますが、この見込みはちょっと少ないんじゃないかなという気がします、どうなのでしょう。前年度並みにしときなさいということだったので、お聞かせください。

○議長（笠原良一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（平 逸郎君） 地方交付税につきましては前年と同じく27億2,000万円ほどで計上をしております。24年度につきましては、交付税は5%ほど増額ということで今回計上をさせていただきました、補正予算のほうですね。ただどうしてもですね、交付税につきましては減額される要素がちょっと強いということで、なかなか大きくちょっと予測することができなかつたものですから、27億2,000万円ということで前年度並みを計上をさせていただきました。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 平成24年度は現時点で交付税は幾ら参入されているのでしょうか。補正予算のところで28億9,000万円というふうになんて聞いているんですが、それに間違いはないですかね。

○議長（笠原良一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（平 逸郎君） 補正予算に出ております28億9,000万円で間違いございません。確定額でございます。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。

吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 31ページ、このふるさと融資貸付金収入というのはいつまで入ってくる予定ですか。かなりこれは長く入っていると思うんですが、合併前からの部分だからですね、わかりますか。ちょうどこれ、質疑のときに聞き損ねたもので、わかれば。

○議長（笠原良一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 今お尋ねのふるさと融資貸付金収入につきましては、医師会立病院の建設資金の借り入れ、元金の返済ということなんですけれども、2014年10月までということで見込んでおまして、来年の10月までということになります。

以上です。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） ありませんね。

次に歳出予算で34ページの会議費から59ページの監査委員費まで、質疑ありませんか。

江寄議員。

○3番（江寄 悟君） 35ページの給料のところちょっとお伺いしたいことがあります。今、国では職員給与を下げなさい、7.8%の分について国の国家公務員の給与を下げるので、その分地方でもやるよという新聞報道がずっと続いて今報道されてるわけなんですけども、本町のこの予算書を見る限りにおいてはその対応をするつもりはないという判断でいいかどうか。

それと特別職に副町長の分が含まれているという説明がなされましたが、副町長の案件を提案する予定があるのかどうか、その2点についてお伺いします。

○議長（笠原良一君） 総務課長。

○総務課長（河崎澄男君） 1点目の地方公務員の給与改定についてでございます。平成25年1月28日付で総務大臣から熊本県知事あてに地方公務員の給与改定に関する取扱い等についてという通知がございました。この内容等につきましては、もう既にご存じだと思いますけども、東日本大震災を契機として防災・減災事業に積極的に取り組むとともに長引く景気の低迷を受け、一層の地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題となっております。平成25年度における地方公務員の給与については、国家公務員の給与の改定及び臨時特定に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえて、各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講じるよう要請いたしますということで、1月28日付で県知事あてに文書が来ております。したがって、この平成25年度の予算の中ではですね、反映させておりません。

それからもう1点ですけども、副町長の給料がこの中に含まれているという答弁をしていたかと思えます。その予定があるかどうかといいますのは、町長のほうにお願いします。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 副町長ですね、報酬の予算につきましては毎年度毎年度要求をいたして、お認めをいただいております。私も就任当初からぜひ副町長は置きたいということで皆様方にもご相談した経緯もございますけども、なかなかお認めいただけなかった。しかし、副町長の職責というものは大変重いものがあると私は常に思っておりますし、適材、適当な人材がいらっしゃればぜひ就いていただきたいという気持ちは常に持っているわけでございまして、そういった意味を込めて今回

も予算要求をさせていただいておるところでございまして、じゃあいつそういった案件を出すのかということにつきましては、先ほど言いましたとおり、適当な人材がいらっしゃればお願いをしたいということでございますので、いつという時期につきましては明言できません。

○議長（笠原良一君） 江寄議員。

○3番（江寄 悟君） 副町長の件については、当初予算で今見込みがないのであれば、ある程度いい人材が見つかった時点で予算計上してもいいのかなというのはありますが、特にそのところはまあいいといたしまして、町長にお伺いしたいんですけども、この国の指導ですね、今言われました国の指導について、今回は予算計上しなかった。今後6月または9月、私たちの任期は11月までですので6月、9月の間に今回はやらなかったけども、あとやる予定があるのか。あるとしたら国がいつてる7.8%対応なのか。氷川町の現在ラスパイレス聞きましたけども、102.5なので2.5%に対応するものをやろうと考えておられるのか、そのところをお伺いしたいと思いますけれども。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 地方公務員の給与のカットにつきましては、率直な気持ちといえますと、何か理不尽なような国の考え方だなというように思っております。ラスパイレス指数の数値をもって100を超えたからカットをせろよと、じゃあ100にいかなかった今までは上げてよかったのかという逆の議論がございます。私も地方を預かる首長といたしましては、もう少しこの提案につきましてはいかがなものかなと思っております。

ただその上で、先ほども少しお尋ねがございました地方交付税、いわゆる私どもの予算の約半分まではいきませんが、40数%はやはり国からのそういった交付税に頼っているわけでもございまして、そういった中で国の意向を無視して、いや、うちうちでいくんだということにはなかなかできないところもあるかと思っておりますが、今県のほうでもそのあたりはしっかりと精査をされております。県の動向あるいは他の自治体の動向を踏まえながら、先ほど言いました私個人の心情といたしましては、いかがなものかという気持ちがございますが、じゃあどこまでやるかということにつきましてはですね、今後また皆様方にもご相談をしたいというように思っております。

○議長（笠原良一君） 江寄議員。

○3番（江寄 悟君） 町長の気持ち、非常によくわかります。今まで職員給与というのは、ラスパイレス指数といたしましては94.7、それこそ本来役場職員の給与に基づいて給与をもらっておられる方、例えば社協であったり、いろいろな団体の

方たちもこの役場職員の給与に基づいてその給与をもらっておられる。役場職員だけの問題じゃない。またこの職員給与が下がることによっていろいろ支障が出てくるといふのもあります。

ですから今回、町長のほうで下げることについていかなものかなという気持ちを持っておられることについて、非常に職員も心強く聞いているんじゃないかと思えます。

また今回選挙もあります。もう町長、この給料下げなければ無投票でいける、私はそう思ってるんですよ。やっぱり職員のバックアップがないと町はよくなりません。職員が頑張るためには、給与をどんどん下げたらだめなんです。給料を適正にもらってそして職員が頑張ってくれる。藤本町長がこれだけ私たちのことを考えてくれてるんだったら私たちも頑張ろうっていうふうな、そういうふうな町政になってほしいというふうに私は思います。

そういう意味からも国が言ったから7.8%を対応することなんては非常にナンセンスだと思うし、今までもらってきた給料のことを考えれば私はあえて2.5%国が下げてる分、2.5%分をあえて下げなくてもすぐ国は2年後だったですか、戻るわけですから、そういう意味でもぜひこのところは町の、氷川町の活性化のためにも頑張っていたきたいと思えますので、そのことを藤本町長の意見を聞いてですね、心強く思ったところです。

これに関しては以上です。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんね。

吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 36ページ、総務費、一般管理費で賃金、臨時職員の賃金が計上されています。先日、形態は違うというふうに思うんですが、マツダで働いている派遣社員の正規雇用というのが裁判所ですって、しなさいという通知が出たかと思うんですが、毎年ちょっと聞いているんですけども、こうした雇用形態、本当にいいのかなっていう気もするんですが、毎年同じこと聞きます。これでいいというふうに聞いておられるんでしょうか。うちだけこうするのか、それお聞かせください。

○議長（笠原良一君） 総務課長。

○総務課長（河崎澄男君） お尋ねの件、たしかに先日の新聞紙上で私も確認をいたしたところでございます。労働者派遣法、これまでグレー的な面があったところにつきまして、はっきり違法だというような判決が出ております。

この前にこの予算を編成する以前、今年の時点で関係各課、集まりまして協議をいたしております。それについてはもうグレー的な面については、違法だという認

識のもとに平成25年度については進めていこうということでしたしておりますので、今回この平成25年度予算の中に上げておりますのは、その面を含んだところで編成をしております。

つまり業務委託あるいは非常勤職員、それぞれ職場によって形態が違いますのでそういったところでの検討をした上で、先ほど言いました業務委託あるいは非常勤職員でという形で雇用していこうということだと思っております。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） この賃金は2カ月分を直接町が雇うということで計上されて、あとは今言われたようにその後出てくるわけですが、実際に働いている人たちの中には毎年不安がいっぱいと、来年どうなるんだろうというですね、そういったのがあるんですね。だから今課長が言われたように、これ全国的な問題ですが、しっかり研究も重ねていてもらいたいというふうに思います。

議長、次いいですか。36ページを聞きたいんですが、今のはもう終わりますので、36ページ総務費、負担金補助及び交付金、人事交流負担金1,285万円ですが、これについては2名分現在行われているわけですが、それと同じことで計画されていると思います。この人事交流の目的と、それから成果目標というのは何を掲げておられるのかお聞かせください。

○議長（笠原良一君） 総務課長。

○総務課長（河崎澄男君） 人事交流負担金でございます。1,285万3,000円につきましては、熊本県との人事交流672万1,000円、それから中学校組合との人事交流この残額でございます、を予定をいたしております。

熊本県との人事交流につきましては、いわゆる職員の資質の向上という面が一番大きいところでございます。それとあわせて県の職員との人事交流でございますので、県の職員が持っていらっしゃるいろんな知識等について、氷川町のほうに導入していただきたいということで交流をしているところでございます。現在、主に入札制度改革等についてアドバイスをいただきながら仕事をしてもらっているという状況でございます。

もう1点、中学校組合との人事交流につきましては、これは中学校組合の予算のほうとも関係してくるわけでございますが、これにつきましては既に中学校組合の議会のほうで説明をいたしておりますけれども、実際図書館職員の交流をということで計画をいたしておるところでございます。

以上です。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 中学校組合との交流については結構です。県の職員、県との

交流で職員の質の向上、また県で得た知識をこの氷川町に生かしていくということでこの間やられてきたというふうに思います。今回、24年度の関係でいきますと、入札制度の改革に取り組んでいただいたと、25年度は何を目的にされるのかなということ。25年度、1人出すわけです。そこはどうか。まだそこまで考えてないけど予算上1人派遣して、もっと知識を得たいということでしたのかどうか。

○議長（笠原良一君） 総務課長。

○総務課長（河崎澄男君） 人事交流の期間でございます。2年間ということで当初お願いをしております。先ほど言いました平成24年度はということではなくて、入札制度の改革についてはずっと続くものだというふうに考えております。そのほか企画関係の今、課長補佐として在籍をしておりますので、その仕事等についてもいろんな面でアドバイスをいただきたいというふうに思っております。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 今の項目は終わります。

38ページ、総務費、一般管理費、負担金補助及び交付金で八代地域人権教育推進協議会負担金が出されていますが、この人権教育あるいは人権同和推進協議会だったですか、いくつもこういった人権啓発、人権同和教育、社会人権同和教育などが各課にまたがってあるわけですが、どういう効果がこれで上がっているんでしょうか。

それともう一つ、この間氷川町では確認学習会なるものが開かれたわけですが、この人権問題に関して問題はなかったかどうか。私は少し聞いているわけですが、たくさんの課にまたがっていっぱい出ていくわけですが、その効果が本当に生かされているのか、どこかに効果が上がってよくなってきているのかっていうのは見えてこない。反対に問題が私は増えてきているというふうな気がするんですが、今回はほぼ同じ金額、この同和人権推進の負担金についてはかなりの金額が増えてると思うんですが、各課で成果が上がるのかどうか。上げようと思ってる目的はどんなのがありますか。

○議長（笠原良一君） 総務課長。

○総務課長（河崎澄男君） この39ページにございます人権啓発推進協議会負担金につきましては、昨年より40万円ほど増額となっております。これにつきましては、議案審査の中でお話いたしましたけれども、人権オンブズパーソンに係る経費に充てる部分でございます。この八代地域人権教育推進協議会につきましては、八代市それから氷川町2市町でつくっておりますけれども、この中にオンブズパーソンを設置いたしまして、それに要する経費ということで説明をいたしたところでござい

す。

先ほどご質問ございました「いっばい人権同和関係に要する経費が町の負担の中から出ているが、その効果はどうなっているのか」というご質問でございました。氷川町では人権啓発推進協議会を設置いたしまして、四つの部会でその推進を図っているところでございます。行政あるいは福祉、それから教育全部会、もう一つでございますけど四つの部会でその人権啓発の推進を図っているところでございます。やはり人権問題に関しましては、繰り返し繰り返しその人権に関する啓発というのは必要だというふうに思っております。成果についても4部会集まったところでの総会の中で報告をいただいているところでございますが、今ちょっと手持ちございませんので、内容的には申し上げられません。1例挙げますと、総務部会におきましては、先日行いました氷川町の人権啓発集会そういったものを開催し、また小中学校あるいは一般の方から人権作品、そういったものを募集いたしまして表彰をするような、そういった啓発で進めているところでございます。

それともう一つですけれども、氷川町でありました問題発言に対します確認学習会の成果について、それからそれをやる意味があったのかどうかということでございます。これにつきましては、オンブズパーソンのほうにその当事者のほうから相談がございまして、そっちのほうに相談があってその経過というのがこの前示されたところでございます。これは、氷川町それから町議会へも示されたと思います。内容的には、さらに人権啓発に関する講習会あるいは研修会、職員の研修会、そういったものをさらに深めていくような内容であったというふうに思っております。

以上です。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） それで八代地域人権教育推進協議会負担金の内容は、オンブズパーソン1名の人件費分を八代との割合で負担をするということだったというふうに思います。この人選等については氷川町の意見は十分反映されるような仕組みになっているのでしょうか。

○議長（笠原良一君） 総務課長。

○総務課長（河崎澄男君） オンブズパーソンの1名の人件費ということではございません。オンブズパーソンはこの推進協議会の中では3名いらっしゃいます。そのオンブズパーソンの意を受けたところで調査をされる方がいらっしゃいます。その方の人件費ということでございます。

それと先ほどご質問ございました氷川町に相談があったのかということでございます。昨年4月からこのオンブズパーソン制度というのが設けられまして、その

活動がなされてきたところでございます。選任の場合にはもちろん同意するわけ
でございますので、相談はございました。

○議長（笠原良一君） いいですね。

江崎議員。

○3番（江崎 悟君） 35ページの報酬の区長報酬についてお伺いします。

浜田町政時代に一人区長制導入をされて、藤本町政においてもそれを継続された
わけですが、一人区長制になってからですね町長、各区長さんたちが随分と大変だ
なということで区の運営が非常に難しくなったと。一挙に一人区長制になったもん
ですからそのところの運営が難しいという区長さんが結構お話を聞きます。2年
経ちましたか、3年目になりますかね。この一人区長制について、1回、いつも町
長が言う検証をですね、やるべきじゃないか。

要するに区長さんが一人区長制になった報酬額というのは、1世帯当たりの額は
変わらないわけですから、30名の7万だったですか8万だったですか、200万
円程度が予算上は削減された。200万円減った分だけ残念ながら区長さんはそれ
以上の一人区長制になって大変な思いをされてる。一人区長制が悪ければこれはや
っぱり元に戻すとか、副区長制にして代表区長だけを町の会議に出ていただく、報
酬は出すとか、そういうふうな検証をもうやらなければいけないんじゃないか。2
年目かな3年目か、時期に来てると思いますが、その点、町長はどういうお考えを
持っておられるかをお伺いしたいと思います。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 一人区長制になりまして今、それぞれ各区長様方、各地区のお
世話をさせていただいているわけございまして、この制度を変えますときにも2年
間ぐらい議論をして今の形になりました。唐突と出てきたわけではございませんし、
その中で当然、一人区長になりますと地区のその組織あたりも見直しをしませんと
対応はできませんという話も常々やってまいりました。そういった形で今現在もそ
れぞれ副区長様を置いて対応されてる区もあれば、直接お一人で区長様がお世話さ
れてる区もあるやに聞いておりますが、そういった地区の体制をですね、みんなで
整えることで区長様の負担を減らすということは可能かなと思っておりますので、
単純にこの一人区長制になったから区長様のご負担が増えた、当然増える部分はご
ざいます。今まで二人のところが一、三人のところが一になったり二人になっ
たりしておりますので、当然それのお世話をされます戸数というものは増えてくる
わけでございますが、今申し上げましたとおり、区のそういった支援体制というも
のを整えることでですね、私はより強固な区の組織ができていくのかなと思ってお
りますので、そのあたりは当然ご意見は聞いてまいります。どうなんだということ

はですね、改めるところがあれば改めていかななくてはならないと思っておりますけれども、そういった議論を重ねた上で今の形になって来ておりますので、ぜひこれを形をですね、それぞれ地区で浸透させていただきまして、あるいは補完する部分があればですね、地区の中でも大いに論議をしていただきまして、そういった補完機能をつくり上げていただければいいのかなと。まさに自分たちの地区は自分たちでつくっていくという地区づくりも今、一生懸命氷川町でやっているわけですので、そういったことを組織を成業していけば対応できていくのかなというふうに思っておりますが、それ以上に何か要望ということにつきましては、常に区長会、年に数回行っておりますのでそういった中でのご意見はまた聞かせていただきたいというふうに思っております。

○議長（笠原良一君） 江崎議員。

○3番（江崎 悟君） 一人区長制になって強固な区ができ上がっているというふうな方向ではないように思えるんです。結構、区長さんは1年2年で交代されます。もう一人区長になった時点から区長になる人がいない地区がもう大変だから、非常に区長をやりたくないような、できない、順番だから仕方がないというようなその一人区長制になってから随分と区の運営が難しくなってるんじゃないかなと。それと一人区長制になって、この報酬を町が一人にやるようになったから、その一人の人の報酬が上がるんで、年間100万円ぐらいもらう人いるんじゃないかな。そういうふうな人の申告との関係も出てくる。

例えば、その区が選択できる区長、副区長制をうちではしきたい。そしたら区長さんは町の行事には区長さんが出て来るけど、副区長さんにも報酬を町が分けてやる、その持っている世帯を分けてやれば、申告はその人100万円、一人の区長さんが申告しなければならないのが50万円ずつで済む、そしたら副区長さんと区長さんが町から報酬をもらっていき、一人区長にしたばかりに、そこにすべての報酬が集まって行って、その人が大きな収入になっていく、そういうところも配慮して副区長もちゃんと町のほうで認めてそこにも報酬をやる。それは区が選択できる、そういうふうな、もう2年、3年経ちましたからですね、そういうふうな方策ももし区長会のほうから要望が出たら、トップの区長は一人でいいんです。ただ報酬としては分けて、副区長をつくってるところもあるんですよ、でもその人には町から報酬は行きません。だから区長さんが全部もらって分けておられる。でも申告としては区長さんも大変なんです。そういうところを町のほうで配慮していただいて、区長になりやすい。じゃあ2年間頑張っただろうかっていうような手立て、そういうことをもし区長会のほうから町長に要望があったときには十分考えられる手段ではあるのか、そのところは町長いかがでしょうか。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 議員おっしゃいますとおり、そういった議論も当時やりました。

うちは副区長がおるから分けてやったらどうかと、なかなか支出の面です、今おっしゃいましたとおり確固たるものがないとそういった区別ができなかった部分もごさいます。議論もありました。当然そういった議論につきましてはですね、大いにみんなで考えて、やはりそのことが個人のです、年金あたりにさわって、ストップするとかそういったことだからできないんだということになりますと、すばらしい人材がそういった区長様に就任できないという部分につながっていったらマイナス面もごさいますので、今の分につきましては区長様方と区長会あたりとですね、大いにまた議論をさせていただきたいというように思います。

○議長（笠原良一君） 江寄議員。

○3番（江寄 悟君） この一人区長制、区長は一人だつて決めなくて代表区長でいいと思うんです、町と折衝するのは。その代表区長が区に帰って副区長さんにそれを伝達するという、そういうシステムでもよかったのかな。最初から一人だけだつていうんじゃないで、各地区ではうちの地区でもそうですけど、副区長さんがいて、副区長さんが区長さんになって2年間副区長と区長をやって辞めていかれる、そういう流れが今できつつあります、確かに。しかし、副区長さんの報酬っていうのは町からは来ません。そこのところを選択制にさせていただいて、例えば各地区でその代表区長さん、副区長さん、で副区長さんと報酬は分けたいと言え、そういうふうな支出を、町の報酬をそういう支出の仕方をすれば非常に区長のなり手もいい人材が発掘できるんじゃないかなというふうに思いますので、そこら辺は区長会あたりから要望が出ればですね、ぜひ対応していただきたいと思います。

○議長（笠原良一君） ほかにありますか。ありませんね。

江寄議員。

○3番（江寄 悟君） あと39ページですね。地方バス対策補助金、下から三つ目、負担金補助及び交付金、これやはり私は毎年当初予算が出るときに総務課長にお伺いして、「もうまたかい」と言われるかもしれませんが、この氷川町役場、やはり非常に交通の便が悪い。そのためにも町のほうから1,150万円の負担金を出しているにもかかわらず、県からこのバス対策補助金で来るのは去年90万円来ました、今年44万円しか予算上がっていません。こんなに県はもうバス補助金を減らしてきている。それにもかかわらず、本町は去年と同じ予算を産交バスに払いますよと。ただ、町の要望が何一つ受け入れられないまま、バス対策補助金を出すっていうのもこれ少しバス対策協議会だったですか、バス運行対策協議会だったですか、そのほうで強く総務課長に氷川町の前を、役場の前を通るルートを何とか検討しても

らうようお願いしてくださいよというふうに、去年も聞いたと思いますが、お願いをしていただいたかどうか。もう全然門前払いだったのかどうか、そのところをお伺いいたします。

○議長（笠原良一君） 総務課長。

○総務課長（河崎澄男君） 実際、お願いはしておりません。お願いするような場ではございませんでした。といいますのが、八代市とそれから町が関係する対策協議会でございまして、その中で八代市が提案する協議がほとんどでございまして。町のほうから先ほど言われましたように役場の前を通るバス路線、あるいはほかの路線についてを提案するようなそういった場ではございません。

先日前お話ししたかと思えますけれども、その面については氷川町でその協議会をつくって、そして県のほうと協議をしながら進めていかなければいけないかというふうに思います。

その前に果たしてこの氷川町の役場の前を通る路線がいいのかどうかというのを手元で検討したところでございまして。いろんな意見がございましたけれども、その役場の前を通る路線を新設いたしますと、やはり宇城市それから八代市と関係してくるわけでございまして、両市の同意が必要になってくるということまでわかってきました。といいますのが、いずれも赤字路線でございまして。その赤字路線について両市とも負担することに難色を多分示すだろうということでございます。

そうならば氷川町だけでそれを負担してということでございますが、乗車人員等も考えますと、やはり別の手段を考えたらいいかということに達したわけでございます。

先日前菊池市のほうを訪問いたしまして、そういったところを研修してまいりました。その後、1例挙げますと、菊池市の場合は市内を循環するバスとそれから乗合タクシー、この二つを採用して全国的にも注目を浴びているところでございます。そういった方面でさらに検討を重ねていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（笠原良一君） 江崎議員。

○3番（江崎 悟君） 町長、今総務課長の方から報告がありました。お願いできる場所じゃない、でも宇城及び八代市にお願いできる場所じゃない、お願いできない、でも補助金は1,150万円出さない。八代市は自分の思う路線をつくっていく、非常にここについては納得がいかない。氷川町の役場前を通るのが赤字路線だから同意が得られないので言わない。もともとから赤字路線ですよ。しかし氷川町の現状を考えたときに、この前を、役場前を通して3号線に入れて、宮原地区の宮原のバスストップに停まれるそのような路線ルートができれば、宮原と竜北の距離はず

いぶん近くなる。1時間に1本でもその路線ができれば私はもっと宮原と竜北の距離が近くなる、そのためにも毎回この件についてはお願いしてほしい。今乗合タクシーの話をしてるんじゃないんです。足を確保するために乗合タクシーをつくるっていうんだったら、地方バス対策補助金1,150万円、「もううちの前通らないんだたらうちは補助金半額にしますよ」、そのくらいの強い態度で出たらどうですかということ去年も言いました。

この地方バス対策補助金は、法に基づいて氷川町が負担しなければいけない1,150万円ですか。そこのところを総務課長、お伺いします。

○議長（笠原良一君） 総務課長。

○総務課長（河崎澄男君） 負担金補助金についてでございます。現在、負担金それから補助金を支出しております路線が先だってお話しましたように、国道、県道鏡線、この2路線に国庫補助それから県の補助路線でございます。この2路線が国庫補助それから県補助の対象路線でございます。その他4路線ございますけれども、これにつきましては東陽・泉方面から有佐それから鏡方面、そして八代市に向けての路線でございます。この路線も含めたところでの支出ということでございます。

それから法律でどうしても出さないかとかいというような質問でございました。ここについては、実際に規定はしてあるかちょっと私の手元の資料ではわかりませんが、先ほど申し上げましたように、やはり赤字路線につきましては、私の町だけではなくて近隣の市・町ともかかわってまいります。そういったところとの調整が必要になってきますし、やはり必然的に支出するべき部分だというふうに思っております。

○議長（笠原良一君） 江寄議員。

○3番（江寄 悟君） これは必然的に支出するべき予算であるというふうに私は思いません。今回、町長が頑張って乗合タクシーをやろうという提案を次の後期の計画に載せられました。もうその財源は、このバスを前を通さないんであれば1,150万円、氷川町民がどれだけバスを使っているか、そこの調査をした結果として、実際に使っているのがなければ私は1,150万円のうち1,000万円はこの乗合タクシーに予算を持って来ていいと思います。そのくらいこの乗合タクシーの個人負担がどのくらいになるのかわかりませんが、この地方バス対策補助金を削除して、個人負担金を下げてやる。乗合タクシーに皆さんが良かった、藤本町長がつくってくれたこの乗合タクシーが本当に便利になる、その財源捻出にもこの地方バス対策補助金を充てることができるじゃないですか。これは捻出しなければならない予算じゃないと思うんです。だから私は協議会で強くお願いすべきではないか、そういうふうに毎回言って町長には申し訳ありませんけども、そこのところは今回乗合タ

クシーとの話と二つの路線が出てきますので、町長のご意見を少しお伺いしたいと思ひます。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） この件につきましては、毎年毎年こういう議論になるところであります。当然今、通っております乗合バスですね、主要路線を通っております、国道、県道、いわゆる松橋から八代を結ぶ路線と、それから東陽・泉方面へ結ぶ路線が主要な部分であろうと思っております。このことにつきましては、その算定の方法につきましては多分、地区内を通っておりますキロ数、長さに応じて負担をしていると。利用者の負担ではないという部分、これも以前から私自身もですね、そういったことは担当しとったときにもただ距離数が通ってるからそれで割ってよろしいのかなという疑問は常に持っておりました。

そういった算定の方法、見方につきましてはですね、物申すところは物申していきたくと思っておりますし、今の新しい路線をつくることが可能かどうか、なかなか現状では難しいだろうと思っておりますけども、主張すべきところは主張させていただきたい。その上で、乗合バス、乗合タクシーの部分につきましては、これはもう町の福祉的な施策でございます。それをやるかどうか、必要があるかどうか、その判断はまたしなくちゃならないと思っておりますので、この地方バスの部分につきましては、そういった算定の方法、その他につきましても意見は述べさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（笠原良一君） いいですね。ほかにありませんか。

なければこれで終わります。

昼からは何時からいたしますか。ちょっと補正、朝控えていました補正関係が出ておりますので、1時半からしてその前質疑、議案審査しますか。1時半から始めて。なら1時半再開します。

-----○-----

休憩 午後0時04分

再開 午後1時30分

-----○-----

○議長（笠原良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に60ページの民生費から82ページの衛生費まで質疑ありませんか。

江寄議員。

○3番（江寄 悟君） 63ページの町シルバー人材センター助成金についてお伺いをいたします。シルバー人材センターにつきましては、今回の総合振興計画、後期基本計画の中でもうたわれてはいますが、この産業の未来のところにシルバー人

材センターの機能強化っていうのがあります。シルバー人材センター、これは高齢者の雇用促進を図るんだということで、町としてはこの機能強化のために補助金を出しますということで、当初前期でシルバー人材センターの機能強化を行って、あとは自らが頑張ってシルバー人材センターの運営をしていくということで、前期5カ年の実施時期ということになっておりましたが、後期にもこの高齢者の促進をやるんだということの提案がなされています。だからなのかもわかりませんが、この後期においても今後シルバー人材センターの助成金は続けていくというふうな方向だと思います。

ところがですね、町長、この高齢者の雇用促進をやるということで高齢者の人が生き生きと仕事ができるようにこの人材センターをつくられたんじゃないかと思えます。ただ今回、この雇用促進であるにもかかわらず、シルバーのメンバーが理事会において解雇されるという事態が起きている。「理事会で決まったので、翌日からもう仕事来なくていいよ」というようなことがあってるといことは、町長ご存知でしょうか。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） その報告は担当課長から受けております。

○議長（笠原良一君） 江寄議員。

○3番（江寄 悟君） これを例えば公務員に起きかえると懲戒免職です。職員の懲戒免職をするのと同じことを、シルバーの理事会のメンバーの皆さんが、本人には何の弁明もさせずにシルバーを辞めさせる。翌日から仕事に来なくていいというような状況をシルバーの中で果たしてやっていいものだろうか。

もう少し話し合いをして、本人の意見を聞いて、意見聴取も何もなく、ただ1枚のペーパーで内容証明のペーパーが来て辞職させられる、辞めさせられる。そういうことがあるシルバー人材センターが本当にあっていいのかな。もう少し円満に話し合いをしながらどういうふうにシルバー人材センターの機能強化をしていくのか、楽しく高齢者の皆様たちが健康で仕事ができる、そのようなシルバー人材センターであってほしい。「あんたは、意に沿わないから、こういうことをしたから明日からは来なくていいです」、そういうことがまかり通っていいのかな。もう少し話し合いをするとか、説明をするとか、そういうのがあってもいいんじゃないかな。話を聞いてここのシルバー人材センターの事務局長さんにいろいろお話を聞いたけれども、何ら本人の弁明もそれから釈明をさせずに1枚のペーパーで首を切る。そういうのが人材センターであっている。

そこの指導を町としてやるつもりはないのか。補助金を150万円事務局長さんの手当として出していけばいいだけの話じゃない、本当に職場環境からいったらそ

うというのがまかり通るようなシルバー人材センターであってほしくないと思います。

このシルバー人材センターに勤めて、仕事をして、自分の生活の糧にしてもらった方が、翌日からもう出てこれない、そういうことを平気でできるようなシルバー人材センターの機能であってはいけないと思うんです。

町の指導としてはそういうところはどういうふうを考えておられるんでしょうか。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 町から運営費150万円補助しております。以前は副町長が在籍しておりましたときには副町長がその理事という役職付きですね、理事長あたりも担っていたのかなと思いますけども、そういったかわりがあったわけですが、今たまたま不在でございまして、町の直接的なかわりはなかったわけですが、今回当然そのような事実があった。そこにはそれなりの要因があるのだらうと思っております、ただ単に明日から来るなよという話ではないというふうに承っておりますが、いずれにいたしましても町といたしましても、本当にこういった積極的にその指導には当たっていくべきだろうということで、今回の報告を受けましたときに担当課長のほうには、これからよければぜひその理事会なり、評議委員会なりには担当課長としてオブザーバーとして参加をして、その状況を把握しておったほうがいいんじゃないかと指示をいたしたところであります。

○議長（笠原良一君） 江崎議員。

○3番（江崎 悟君） 町長の言われるとおりでと思います。やはり懲戒免職を受けた人のこれから先の人生っていうか、生活の中で、「あの人はシルバーから首を切られたげな」というような人権を無視するような話が出らんとも限らない。中身はよく私は知ってるんです。事務局長の言い分もそれから首を切られた人の言い分も、ただ懲戒免職というやり方、それは役場のほうで指導していただいて、今町長が言われるように理事会の3分の2の議決があれば首を切れる、そういう規約になっているから首を切りました。いや、そういうものじゃないでしょう、事務局長、ちゃんと本人の弁明も聞いて、理事会に出させていただいて、そしてどうしても理事会のほうではやはりあなたはシルバーにふさわしくないということであれば、自主退会をしてもらおうとか、手続的にはいろいろあったと思います。ただ一方的にこういうことが、今後シルバー人材センターの中であってはいけないし、あったとしたら当然それなりの理由があって、そして本人も了解してそういう結果を出していくというようなことをしないと、一方的にあの人は嫌いだから理事会で3分の2で議決して辞めさせるっていうのがまかり通るシルバー人材センターになってしまうと思うんです。それは会員さんの皆さんの中であの人はおかしいよって3分の2以上が言ってるかもしれません。かもしれないけど本人は一生懸命仕事をやってるつもりで

した。そういうことが今後シルバー人材センターの中であるのであれば、自分の気に食わないメンバーは切るよというようなことがあるのであれば、補助金を出すにふさわしくない団体になるんじゃないか。そのためにも今、町長言われたように、そういうことがないような担当課あたりがでていって、指導をしていただいて、シルバーが円滑にそして補助金を助成金を出さなくてもいいような確固たるシルバー人材センターになってほしいと思いますので、ぜひそういう方向で今後こういうことがないようなことをやってもらいたいと思う次第です。

以上です。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。

なければ次に83ページの農林水産業費から105ページの住宅費まで質疑ありませんか。

吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 85ページ、農林水産業費、農業振興費の負担金補助及び交付金で献穀事業の件についてお伺いをしたいというように思います。

持ち回りで行われるということで今回ここに計上されているわけですが、熊本県のホームページの中に昨年のものでありますが、新嘗祭献穀者の献納式報告が熊本県庁で行われたということが写真で報道されていました。献穀事業というふうにいわれましたが、当然つくった作物を献上することだというふうには思うんですが、献上というのは辞典で調べてみると、少しいろんな解釈がまだその中にあるわけですが、県のホームページにもそのことが若干書いてあります。毎年11月23日に執り行われる皇室行事の一つだと、いわゆる新嘗祭だと。そこに届ける献上するものだというふうには書いてありますが、一度審査のときも言いましたが、いわゆる政教分離との関係ではどうなるのか。いわゆる宗教行事の一環として皇室典範には明らかに宗教行事だというふうには書いてあるわけですから、その点ちょっとお聞かせください。

○議長（笠原良一君） 農業振興課長。

○農業振興課長（稲田和也君） この献穀事業につきましては、今まで市町村あたりで直接献穀事業を行いまして、皇居のほうに米を献上されてたという経緯がありまして、今回、推進協議会ということで関係団体長で協議会を設立しております。その事業主体は献穀の推進協議会でありまして、皇室の11月の新嘗祭にあわせてですね、献穀米を献上するわけですが、そちらの皇居のほうの新嘗祭ということでそれにあわせてということですので、その献納時期につきましては前の10月下旬ですので、直接新嘗祭に携わるわけでもないと思っております。推進協議会で献上するという形になりますので、政教分離に関しては何ら問題はないと解釈をしております。

す。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 今言われたように、11月23日に天皇陛下が五穀の新しいものをですね、神々に献上し、自らも食べてその年の収穫に感謝するものだ、これが新嘗祭だということで当然のことながら11月23日献上するんじゃなくて、献上品は10月下旬に献納されるようになっています。皇居に献上されるようになってますとなっています。

今言われたように、推進協議会を立ち上げてそこは政教分離にかからないようにやっていくんだというふうに今も言われましたし、審議のときもそのように言われました。いろいろ聞いて行く中で、本町はもち米団地ということでそれに入っていない人たちはうるち米を作付けできるんだという話も議長から話を聞きました。そういう仕組みになってるということは聞いたんですが、この推進協議会を開いてこの間準備されてこられたということですが、私はいろんな献上品についてはいろんなところでいろんな品目があるので、むしろ自主的に行うのが本当ではないかなと思っているんですが、あえて推進協議会を開いてこの準備をしてきたということでありますが、当然献上される作物をつくられる方はそれなりにかなり気も使っていることを考えてやられるというふうに思うんですが、どういった形でその人を選定するというか、お願いをするというか、なったんでしょうか。

というのがですね、ずっと読んでみましたら毎年献上してるところもあるんですね。新潟のほうでは米、クリ、粟ですね、すいません、を毎年献上してる記事がちょっと載っていましたが、選定あたりはどのようにしてされたのか、そのことをお聞かせください。

○議長（笠原良一君） 農業振興課長。

○農業振興課長（稲田和也君） 献穀者の選定につきましては、熊本県を代表して献穀するわけなんですけど、10年ごとに八代地域、振興局単位に回ってきます。25年度が八代地域ということで、この献穀者の選定につきましては、県と市、JAそれと八代市も含めた形で圃場関係を見まして幾つか候補地を選びまして、その準備委員会の中で駐車場の条件とか、生活排水が入らないとかそういった圃場に関しての条件がありますので、その条件の基準に基づきまして献穀者、要するに献穀田を選定しまして、献穀者も同じような形に選定したということでございます。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 政教分離に違反しない範囲内でやっていくということで理解いたしたいと思うんですが、いろいろよその県を見てみますと、かなり苦勞して、さっき気を使って話をしてしまいましたが、つくるのに大変苦勞されてるみたいですね、

ずっと読んでみますと。そういう点では、今話があったように生活雑排が入らないようにとかそういったことも含めてでしょうが、無事にできることが一番いいわけですので、受けられた方が一番ご苦勞されると思いますが、その点はフォローもしっかりやっていただきたいなと思います。

終わります。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） ただいま課長からお答えいたしましたとおり、この事業につきましてぜひご理解をいただきたいと思っております。当然、作物をつくれます耕作者の方には大変気を使ってやられるところでございますし、それをフォローするために協議会という形をつくらせていただきまして行政、農協、あるいは地区の皆様方のご協力をいただきながらこの事業を進めていきたいというふうに思っております。今年度が山鹿市で今、既に昨年献上されたわけでございますが、先般山鹿市長のほうをお訪ねをいたしまして、去年の流れをお聞きしました。先ほどおっしゃいましたとおり、つくられる方あるいはその地域全体がですね、やはりこの献穀事業に向けてやっぱり一致団結して事業を進められたということで、逆に地域のそういった一体感が生まれてきたというようなこともございましたし、たまたまでございますが山鹿市のその献上された地区のお米が日本一の称号を今度いただいたわけですね。森のくまさん、そういったものを考えますと、やはりこのブランド力のアップにもつながっていく、この事業であろうと。

先ほど少し、いろんなことをいろんなものを献上されているというふうに話がありました。私どもの産地にあります吉野梨も以前は天皇陛下に献上されております。そういったことはいわゆるブランド、名誉なことでありまして、逆に言いますと米に限らず氷川町でできます農産物、すばらしい農産物ができておりますので、そういったものがやはり献上できるぐらいのですね、作物をつくっていくそういったきっかけにもしたいと思っておりますので、どうぞご理解をいただきたいと思っております。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。

江寄議員。

○3番（江寄 悟君） 申し訳ございませんが、97ページ、本来全協のときに聞くつもりでいたんですけども、全協で聞き忘れて申し訳ございません。ここで本会議で質問させていただきます。97ページの立神峡公園費の役務費に、地盤調査手数料というのが計上されていますけども、あそこの立神峡の地盤調査っていうのは何か問題があったのかどうか、そこのところをちょっとお伺いしたいんですけども。

○議長（笠原良一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（前田昭雄君） 立神峡公園の役務費ですね。役務費の地盤調査手数料

ということなんですけど、立神峡のログハウスがあります。ログハウスの根なんですけど、平成6年頃ですかね、建てられてもう十五、六年経ってると思いますけど、ログハウスの根のほうで床がちょっと傾いているということで指摘がありました。その際、原因がどういったことかということで調査しましたところ、基礎ですね、基礎コンクリートのところが少しずれてまして、そこは下がってるもんですから床に影響されて、斜めになってるということでした。対策といたしまして、まず傾いている原因は何か。その地質のほうで軟らかいのか、尋ねたところ元々切土ということでしたのでそんなに流れたとかそんなのじゃないと思いますけど、まずは調査をしてそこで地質が固いということになればそれからの対策を考えたいと思ひまして、とにかくまずはその土地がどうなってるか建物のログハウスを耐える力があるのかそれを調査したいということで計上しています。

以上です。

○議長（笠原良一君） 江寄議員。

○3番（江寄 悟君） あの健・根・信のログは概ね20年ぐらい経ってて、それが少し床が下がってる。それを上げるだけじゃなくてまず地盤調査をする。そして上げて修復するという段取りになるんですか。

○議長（笠原良一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（前田昭雄君） 方法をですね、いろいろ考えました。先ほど言いましたように平成6年に建ってますので、ログハウス自体が15年の財産の管理年数ということで、平成21年度で建て直してもよいような状況です。ただ、立て直しにも費用がかかりますし、もう1点考えたのが移転ですね。ログハウスの右側のほうに少し空き地があります。そういったところに移転する費用も勘案しましたらこちらも多額な費用がかかると。その方法を今言いました建て直し、移転そして修理どれがいいか検討するためにまずは今のところの地質を検査したいということで提出しています。

○議長（笠原良一君） どうぞ、江寄議員。

○3番（江寄 悟君） 20年経ったログハウスを地盤調査までして、少し下がっているのをどうするかということをやらなければいけないのかなというふうに思います。現在、ログハウスについては、大体夏場あたりは満杯で、借り手がもう大体ふさがってるという状況なのかどうかと、最後の質問ですので、地盤調査までして上げなければいけないのか。移転は多額かかるということなんで修復しなければいけないのか。ログハウスを3棟を修復して、まだ満杯であるならば4棟目をつくるというようなことは考えていないのか、それだけ課長のほうにお伺いします。

○議長（笠原良一君） 商工観光課長。

○**商工観光課長（前田昭雄君）** まずログハウスの今言いましたログハウスは根のことですね。あと健と信は大丈夫ですのでそちらのほうには予約を入れています。根のほうにつきましては、今3月は予約というのは少ないんですけど、今言いましたように床が少し下がってるということで使用申し込みを中止しているところです。早急にどういう方針を取るかを考えたいということです。

それとあと2点、今先ほど答弁とちょっとダブるところがありますが、ログハウス、立神峡管理公園自体がですね、年数が古いです。近隣の町村には新しいログハウスとかロッジとか建っています。そちらのほうに稼働率自体もだんだん下がってます。そういった状況ですので、全体的にこれからどう利用したらいいか、それを総合的に考えて方法を練りたいと思います。

以上です。

○**議長（笠原良一君）** ほかにありませんか。

江崎議員。

○**3番（江崎 悟君）** 100ページ、101ページ、今回25年度の土木費の中で道路新設改良費が予算としまして4億9,800万円出ております。その4億9,800万円の道路新設改良につきましての予算内訳をよく見てみると、委託料1億6,500万円、北川反甫吉本線、吉本の文化財、工事請負費2億9,162万円、吉本本山線、法道寺線、御講田線、西の間線、新田野津線、二ツ川線、公有財産費1,897万円、吉本線、法道寺線、高速道路1号線、すべてこの4億9,800万円の道路新設改良費は竜北地区なんですよ。

前回、一般質問したときにバランスよく、公平に平等に、そして必要に応じたものを予算配分すべきじゃないですか。一般質問をして、ぜひ25年度予算にも宮原地区の配分もそれなりに入れてもらえるのかなとそういうふうに私は思っておりました。でも概ね5億円の道路新設改良費はすべて竜北地区の予算ですよ。

その次のページの103ページ、河川改修費、これも稲川河川改修、島地河川改修、島地集落内水路改修、すべて竜北地区ですよ。このような予算配分をされていて、バランスよく地域のそれぞれの要望に応じたやらなければならないところを、公平平等にやられているというような思いが全くしないんです。道路修繕費を見てみると、宮原地区に一つ出てきましたよ。有佐の道路補修、農道補修200万円。これらの予算については、私はやはりもう少し町長自ら配慮をすべきだと思うんですが、そういう配慮をするおつもりは町長にはないんですか、お伺いします。

○**議長（笠原良一君）** 町長。

○**町長（藤本一臣君）** 今年度の事業につきましては、担当課のほうで精査をして予算計上しております。私もそれに承知をしているところでございます。バランスよく

という話でございますが、常にそういったバランスは考えております。地区要望あたりにつきましてはすべていつもチェックをしまして、その地区の要望に応えるような形で新設道路改良はなくても、修繕その他につきましては多数の工事費を修繕費に上げておると思っております。その説明は担当課長よりしてあるかと思っておりますが、一方的にどこの部分だけに力を入れるというつもりは全くございません。氷川町全体、バランスよく常にその氷川町全体を視野に入れて今、事業を進めているわけございまして、今回、たまたまそういった事業が竜北地区に集中したということにつきましては、議員のそういった感じを受けられたのかもしれませんが、決してそういった分け隔てをして事業を進めているつもりは全くございません。

○議長（笠原良一君） 江崎議員。

○3番（江崎 悟君） 故意にやってるとは言ってないですよ。故意にやってるとは言ってないだけけれども、バランスよく予算を組んでというふうには全く見えません。もう少し配慮が要るんじゃないですか、配慮をされたんですかって聞いてるんですよ。この予算を見る限りではその配慮が出てない。維持のところで200万円組んであるだけです。こういう予算を持って帰られますか。賛成できますか。もっとこの予算についてそういう地域の皆さんが生活する道路についてのそれぞれの配分をやらないと私はいけないと思いますよ。

この25年度の工事箇所をずっと照査しました。道路改良では、法道寺線、西村宅から国道接合部1,313万円、西村さんってどこですか、どの方ですか。町長の後援会長のらしいじゃないですか。そういうところを優先してどんどんやっていって。この前の一般質問で町長は、「後援会からの要望は受けたことありません、直接受けたことありません」と言われたじゃないですか。にもかかわらずこういう予算が上がってくるっていうのはどうしてなんですか。そういうのを排除して、中央町の元町長言ってましたよ。議員とは、町長室では話さない。ちゃんと議場で議論しましょうと新聞に出ていましたよ。それ読みあげてもいいですけども、そういう自分の周りの人の所だけの整備をするんじゃないで、ちゃんと宮原エリアにも目を配ってほしい。そして新しい次の4年間、もう合併して8年目、それでもこんな予算ですよ。次の4年間この後期の基本計画見ても何ら宮原地区への配慮がなされていない。こういう予算を出せること自体、私はおかしいなと思います。

今回、先ほど補正を見せていただきました追加補正。道路修繕、舗装の打ち替えですよ。打ち替えに早尾部分で補助金が付きましたからやりましょうというのが追加で出てきましたよ。当初予算には竜北地区だけやります、こういう予算を平然と藤本町長出せるんですか。もう少し配慮がほしい。何度聞いても配慮しましたって

言えばそれで終わりですけれども、何とかこういう予算を配分を、まあ3くれとは言いませんけども、7対3ぐらいの予算配分を考えてそれぞれをやっていくぐらいのそういうふうな気持ちで予算を作成するつもりはありませんか。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 先ほどから何遍も申しておりますとおり、私は竜北地区とか宮原地区とかそういった区別をして予算を編成したつもりは全くございません。地区要望、そういったものは常に担当課のほうに地区要望が上がってまいります。そういったものを精査した上で、必要なところに財を投じているところでございます。

先ほど、宮原地区200万円しかないとおっしゃいましたけれども、それ以外にも工事するところはたくさんあると思っておりますが、そういったところもしっかりと見ていただきまして、そういった資料も提示してあると思っておりますし、必要であれば地区要望がどこまでできているのかということ数年のですね、地区要望書のその完了の部分もお示しをして結構でございますよ。そういった分け隔てをして考えたつもりは全くございませんし、今後もそういった考え方で事業を進めていくつもりもございません。

○議長（笠原良一君） 江寄議員。

○3番（江寄 悟君） もう3回終わりましたので、次の質問でいいですか。

今回インターチェンジの文化財調査報告書作成費7,300万円が上がっております。これは調査費等含めると約2億円、この吉本本山線の文化財調査、これは最初からここに横穴古墳群があるというのがわかっていながら、藤本町長はここに道をあえて通して、調査をして2億円のお金を使ってそしてこの前公民館大会で横穴古墳群のすばらしさを説明をしていただきました。あえてこの横穴古墳群に道路を通してそれを2億円かけて調査して、報告書をつくって、あとは取り壊して道路にするんだ、そういう予算を組まれています。

私は、この文化財調査7,300万円、ここを通らなければ2億円のお金要らなかったんじゃないか。なぜこの道を通らなければいけないのかと再三再四お話をさせてもらっているんですけども、この調査報告書は法的に7,300万円をかけて報告しなければならぬ調査報告書でしょうか。

○議長（笠原良一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（平 逸郎君） この調査報告書は、文化財保護法に基づいた調査報告書ということになります。文化財におきましては、調査そして報告、これを一連としてその手続に沿ってしなければ開発行為が一切できないというのが現在の今の法律でございます。逆に今回、道路が来ることによって今まで眠っていた文化財が明らかになっていくと、そういったところも少しご配慮いただけたらと思います。

なお、これは国のほうからも認められました事業でございますし、国の交付金のほうも65%この調査報告に付くということになっております。

以上でございます。

○議長（笠原良一君） 江寄議員。

○3番（江寄 悟君） 甲斐課長が担当してた頃、この文化財調査費については金額が入っていませんでした。わからない、今の段階ではちょっと金額的には提示できないということで横線が入っておりました。その頃です。「1億円でこのインターチェンジはできますよ」と言われてたのは、横線が入ってたのがいくらかありました。結果的に、ここまで事業が進んで来ると文化財の調査、報告書それで2億円かかりました。リストの中にまた追加2億円が入ってきます。結局、総事業費は一番最初町長が各地区を回って、これぐらいの予算でできますよと回った金額から比べるともうほぼ倍近い金額になってる。

あえてこの文化財の上を町長自らが道路を通して2億円使った。橋を移動して、工事金額が安くなってよかったですねっていう話が一時ありましたがとんでもありません。このインターチェンジにはまだまだお金がかかりますよ。そういう意味で、この文化財の上を通らなければいけなかった、結果的にあれだけの横穴古墳群が出てきて、すばらしい金の耳飾りも出てきた。調査してるのはまだ真ん中の半分ぐらい、半分も入ってないあそこをルートを変えて、横穴古墳群をうちの文化財のために保存していくというようなことは考えらませんか。どうでしょうか、町長。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） ルート決定の経緯につきましてはこれまで再三再四ご説明を申し上げます。私が勝手にルートを変えたわけでも何でもございませんし、結果としてルートを変えたときに、また同じような横穴古墳が出てきましたらまた同じ議論がですね、延々と続くんですね。だから今お金をかけてしっかり調査をして、後世にその調査報告を残して、きちんと保存といえますか、調査をして残していこうということで今、財をかけてやっているわけでございますので、そこはぜひご理解をいただきたいなと思っております。じゃあルートを変えて、また新たな横穴古墳が出てきたときにはまた同じような議論が繰り返し繰り返し、先ほど言いましたとおりをしなくてはなりません。そのために今、調査をしているわけでございますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（笠原良一君） 江寄議員。

○3番（江寄 悟君） ここにはすばらしい横穴古墳群があるというのはもう最初からわかってたはず。一度調査がされてるところなんですよ。だからあえてそこはいかなくてもいいんじゃないかというのが、一番当初の話の中でも出てきてました。こ

こまできて路線を変えろという話をしても無駄だと思いますので、この件についての質問は終わります。

○議長（笠原良一君） 83から105ページです。

ありませんね。次に、106ページの消防費から最終ページの地方債の調書まで質疑ありませんか。

吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 117ページ、教育費、教育振興費、扶助費、就学援助費について昨日一般質問でもこの問題は取り上げられていましたが、経済不況の中で収入が少なくなって、対象となる家庭が増えているかと思うんですが、改めて就学援助とはどういうものかというのを調べてみました。

この中に、憲法26条、すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて等しく教育を受ける権利を有する。学校教育法第4条、それから同じく学校教育法第19条に則って行われるんだというのがあります。対象者等々は質疑の中で聞きました。それでこの就学援助の対象になるのは学用品、それから医療費、学校給食というのがひとつの枠があると思うんですが、一応氷川町の場合もこの内容はみんな同じなんでしょうか。これを見てもみますと、学用品費では学用品、それから通学用品、校外活動費、修学旅行費、体育実技用具費それから新入学児童・生徒学用品等、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費とかいっぱい書いてあるんですね。それに国の基準というのが出されていますが、こういったの全部適用してうちもやってるんでしょうか。その点わかりますか。

○議長（笠原良一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（西尾正剛君） 昨日一般質問でお答えした部分もあるんですけども、要綱の中にその規程を定めております。生活扶助費と相違点がございますので、今氷川町でこの援助をしておりますのは学用品、給食費それと1年生のための必要なもの、それと対象学年については修学旅行費そういったのを予算化して援助している次第です。

以上です。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 今、課長の答弁で今行われているというのはわかりました。医療費に関して言えばこちらは独自の制度をつくったわけですが、この国交省の資料の中に例えばPTA会費とか、通学費とかっていうのも一応書いてあるんですが、これはもちろん実施はその自治体に任せますよというふうになってるんですが、例えばこういうのに取り組んだ場合も一定の額、国庫補助金の対象になっているみたいですが来るんでしょうか。その点、どうなんでしょうか。

もう一つ、課長最後にもう一つ、この私にそういったのがあるんですかと相談がありました。学校の先生にぜひ相談しなさいということで私が提案したんですが、この仕組み、当然学校から流れてくるんだろうと思いますが、その2点あわせて聞かせてください。

○議長（笠原良一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（西尾正剛君） まず仕組みのほうを先に説明させていただきますが、これまではこの就学援助費の申請は、民生委員さんを通して学校教育課に上がってきておりました。ところが、民生委員さんも3年ごとに変えられるということもあって、なかなか個人情報っていうのをその地区の民生委員さんも把握できないということで、その就学援助費をその家庭の財布をなかなかそういった把握っていうのは難しい話ですから、そこは去年の4月から仕組みを切り替えました。民生委員さんによらずに学校長からの申請というやり方にしています。そこは児童・生徒がこういった学用品あたりの納入が遅れたり、給食費が遅れたりそういった場合、担任の先生が一番わかっていらっしゃると思いますので、そこは保護者のほうが担任の先生に相談されたり、担任の先生のほうから保護者に話し合いをしたりと、そういったことで学校長に申請が上がっていくということになります。

ここは、新1年生については5月の教育委員会で認定しまして、4月にさかのぼるということにしておりますが、新入生以外の児童・生徒につきましては継続の場合は4月に申請書を上げていただくということにしております。その点は民生委員からの申請が学校からの申請ということで、制度は変えております。

2点目のその中身のお話ですが、これは医療費の話は今、吉川議員おっしゃられたように、児童・生徒の医療費はそちらのほうでの援助がなされておりますのでこの対象になっておりません。通学費とかP T A費とかそういったのは要綱を見ていただけたらわかると思いますけれども、対象には今の段階ではなっておりません。

以上です。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 昨日、一般質問の中で、準要保護の認定に関しては、生活保護基準の1.0倍でやってるけども、これも今度の保護基準引き下げのこともありますので考えるという話がありました。この世帯の収入の認定をこの私が持っている資料では1.0倍から1.5倍の間で認定をしていますというふうに書いてあります。ぜひその点はですね、ひとつやってほしいというふうに思うんですが、それからうちには多分該当はないかというふうに思うんですが、外国人などに対してもこの対象をしているところがあるというふうに書いてありますが、うちは対象はないだろうと思いますが、そういったのがあるのかどうか最後にお聞かせください。

○議長（笠原良一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（西尾正剛君） 今、吉川議員おっしゃった1.0から1.5というのは、そこは各自治体の判断です。八代、これもこの認定数値というのを要綱の中でうたった段階でも当時の担当課長の話聞いたところによると、これまで民生委員さんから上がってきたので判断基準がなかったということで、近隣自治体のその数値を判断したということで、必ずしも1.0のところばかりではありません。1.2という自治体もほかにはあります。

もう一つが外国人が現在、そういった児童・生徒がおりませんので、この制度からしますと対象にすべきかもしれません。そのところはまたそういった事象で判断をして教育委員会に諮りたいというふうに思います。

以上です。

○議長（笠原良一君） いいですか。ほかにありませんか。

なければ質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

江寄議員。

○3番（江寄 悟君） 先ほどの質疑の中でも十分話したかと思いますが、インフラ整備の事業費、全く地域配慮がなされていないバランスの取れていない予算であり、なおかつ不必要な、しかもそこに文化財があるとわかっておきながらその費用2億円程度を支出するというような、そのような予算書になっております。必要な予算もたくさんありますが、このようなバランスの取れていないインフラ整備の予算について賛成することはできません。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。

坂本議員。

○13番（坂本悦男君） 私は賛成討論をいたします。26年度開通予定で、町民が期待を寄せる宇城氷川インターチェンジ予算、厳しい情勢下にある農業でも土地改良事業、収入安定化事業、い業機械再生支援事業補助金、網道地区の排水路の浚渫など、また子どもたちの安心・安全な教育現場づくりということで校舎・体育館の耐震大規模改修、また福祉の面でもきめ細やかな予算付けがなされていると思います。安心・安全な氷川町に住んでよかったと思えるまちづくりに一步一步前進する予算であると私は思います。賛成いたします。

○議長（笠原良一君） ありませんね。

吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 私は本議案に賛成の立場から討論します。藤本町長にとって今期最後の予算であります。私は常々町長には、藤本色を出して予算を組んでほしい、こういうことを言ってまいりました。私は幾つかの点でやはり前進があるというふうに思っています。一つは安心して暮らせるまちづくりにつながるものとして、今回、子どもの医療費窓口無料化が提案をされ、予算化されています。私はこの子どもの医療費無料化というのは窓口で無料にしない限り実効性はないということを強く求めてきました。子どもは病気にかかります。いつかかるかわかりません。お金を気にしないで病院にかかれるというのは安心して暮らせる一つではないでしょうか。この点は私は認めるべきだというふうに思います。

住宅リフォーム助成制度です。私は経済不況の中で、町内の中小業者に仕事をとということでこのことを取り組まれました。私は担当課の説明でも経済効果がすごいものだというふうに思います。以前、この問題を提案するために宮崎県の都城に調査に行き、そこでも聞きました。そのときに税金としてどのくらい伸びるでしょうかというふうに話しましたが、そのときにまだ計算をしていないという話がありました。私は1億数千万円の工事が発注されたわけですので、必ず税金に入ってくるというふうに思っています。これは執行部のほうでしっかりと計算をすべきではないでしょうか。

また、農業立町でこの氷川町は成り立っています。八代地方は農業が基幹産業であります。農業が栄えなければ地域の経済は栄えません。反映もないと思っています。TPP問題で先行きは大変不透明であります。その中で農業振興にやはり町を挙げて取り組むというのは大事だと思います。農業排水路も含め、一定の前進があります。

昨日一般質問で、私は地震・津波対策の問題を取り上げました。防災の強化を求めました。今朝の新聞に政府が発表した南海トラフ地震の被害予想が掲載されています。そういう点では、防災対策は待ったなしだと思います。現在進められている学校耐震化は、災害時に子どもの安全を守ることや地域の皆さんの避難場所として利用するわけで、私はこの大規模耐震化は遅滞なく進めることが必要だというふうに思います。これらの点は私は高く評価いたします。

今、質疑の中で出ました幾つかの問題では、やはり慎重に予算を執行してほしいというのがあります。莫大な費用を必要とするインター建設。私はこのインター建設にあわせて、やはり町の活性化策をあわせてやっていかないと周りから見れば、まずはインター建設ありきというふうにしか映らないのではないのでしょうか。私は常々、このインターについては慌てる必要はないというのが私の持論であります。

またあわせて町内のインフラ整備、道路整備については意見が出ているのは私も

そのとおりだというふうに思っています。やはりバランスよく、そして必要なところからやはり順序良くしっかり行っていく、それが見えることが大事だろうというふうに思います。

質疑の中では詳しくは言いませんでしたが、もう一つは人権同和教育関連予算のあり方です。議員の発言をめぐり人権問題での確認学習会がありましたが、私はこれはまさに人権がどうなのかというのは疑いたいというふうに思っています。私のところにある学校関係者から投書が届きました。氷川町ではもっと大きな同和教育問題での人権問題での事件が起きています。このことはあえて今日表面には出しませんが、私は重大な問題だというふうに思っています。こういった点はもっと慎重に予算を使うべきだというふうに思います。

今後の検討を私はお願いをしておきたい。私の賛成討論といたします。

○議長（笠原良一君） ほかにありますか。

永田議員。

○14番（永田義昭君） 私も賛成討論をいたしますが、先ほどからインフラ整備が偏っているという二人の議員から出されておりますけれども、偏ると言いましても先ほど質問の中でも言われておりましたけれども、インター関連の道路、4億9,800万円だったですかね。これがインター事業がある以上、偏っても仕方ないことだと私は思います。

それからまた竜北地区、宮原地区とそういった関連のインフラの整備のバランスのことだと思っておりますけれども、私は全地区氷川町だと思っております。氷川町から地区要望で上がってきた事業をそのまま事業に反映されていると私は思います。

それから吉川議員のほうからも言われておりましたけれども、前年に引き続き住宅リフォーム促進事業が出ておりますけれども、本当にサービスの行き届いた予算であると思っておりますので賛成いたします。

○議長（笠原良一君） 反対討論ありますか。なければこれで、ないですね。

討論はこれで終わります。

これから議案第23号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立多数です。したがって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時30分

再開 午後2時40分

-----○-----

○議長（笠原良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第25 議案第24号 平成25年度氷川町国民健康保険特別会計予算について

○議長（笠原良一君） 日程第25、議案第24号、平成25年度氷川町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑の回数は項目ごとに3回までとします。まず1ページから16ページまでの歳入予算で質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） ありませんね。次に、歳出予算で17ページから最終ページの給与費明細書まで質疑ありませんか。

吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 25ページ、保健事業費、保健衛生普及費の委託料でジェネリック医薬品の差額通知作成委託料っていうのが書いてありますが、これは今までも発行されていたんでしょうか。それと氷川町でこのジェネリック医薬品の利用率っていいですか、どれくらいぐらい利用されているんでしょうか。かなり安くなるという話も聞いていますが、それとこの取り組み状況。

○議長（笠原良一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） このジェネリック医薬品の差額通知の作成につきましては25年度だけではなく24年度と実施をしております。利用率につきましてはすみません、手元に資料持って来ておりませんのでお答えできません。申し訳ございません。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 我が家でも看護師がいますので、極力自分から言ってジェネリックをというふうに言っているわけですが、これを促進する対策は何かとっておられますか。以前はカードっていう話をされたかなと思うんですが、そういったのは25年度も同じようにやるんでしょうか、課長。

○議長（笠原良一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 今議員のほうからカードというふうにご案内をいただいたところなんですけれども、ちょっと私のほうが不勉強で確認をとっておりません。ちょっと答弁にならないところ申し訳ございません。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） じゃあ課長にお願いをしときたいというように思います。国

保税というのは医療費の動向が保険料に大きく影響するわけで、そういった点では予算審査のときに法定外繰り入れ等ももっとといういろいろな意見が出ました。要するに医療費をどう抑えるかっていう対策をとっていかないと一つはいけない。ただそれはあなた病院にかかりなさいよだけでよくないと思うんですね。要するにかかっても、同じ医薬品でもいわゆるこのジェネリック、後発医薬品のほうが安く済むわけですので、これを大いに利用すると本人の負担も少ないし、町の当然持ち出しも減ってくるので、その事業については積極的に取り組んでいただきたいと思うんですが、課長がだめなら町長でも結構ですが、これ取り組むのが大事じゃないかなと思うんですが、予算上どこで言おうかなというのがあって、ここで提案したわけですが。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 今、吉川議員身近に看護師さんがいらっしゃいますのでかなりお詳しいんだろうと思っております。そういった町が目指しますのは、やはり町民の皆様方の健康をいかにして守っていくかという部分でございますし、そのときにやっぱり負担の少ない形でそれぞれの健康が守られていけば一番いいわけでございます。ひいては医療費の削減につながっていけばいいわけでございますので、そういったことにつきましては、うちには幸い保健師が5名おります。いろんな場面で今、活躍をいたしております。そういった中でそういった皆さん方への周知を図ってまいりたいというふうに思います。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） ありませんね。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第26 議案第25号 平成25年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（笠原良一君） 日程第26、議案第25号、平成25年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑の回数は項目ごとに3回までとします。全ページで行います。質疑はありませんか。

吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 質疑のときにも少し話をしましたが、後期高齢者で保険料を滞納して保険証が届いていないという世帯はありますか。それともう1点は、質疑の中でこれも話しておきましたが、後期高齢者、この医療制度というのは県が行うわけですね。そういう点で話によりますと、県のほうは基金がたくさんたまっていて話を聞いてますが、これ言っておきましたが調べておられたら教えてください。

○議長（笠原良一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） まず、後期高齢者医療の受給者証が届いていない家庭があるかというふうなお尋ねなんですけれども、うちのほうではすべて郵送で届けておりますので、届いてないというところはうちのほうではないというふうを考えております。

議案審査のときにお尋ねだった基金の残高につきましては調べておりますが、すみません、下のほうに事務所に置いてきておまして今数字を持って来ておりません。申し訳ございません。

○議長（笠原良一君） 後でいいですかね。吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 高額、高いお金がたくさんのお金が余ってるっていう話をちょっと聞いていたんですよ。だから課長にあのときにもっと負担金を減らせるんじゃないかなとかいろんなのをちょっとその基金を使えないのかなというのをちょっと聞いたかったんですよ。だからいいです。答えは要りませんので後で私が尋ねにいきますのでそのとき聞かせてください。いいです。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） ないですね。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第27 議案第26号 平成25年度氷川町介護保険別会計予算について

○議長（笠原良一君） 日程第27、議案第26号、平成25年度氷川町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑の回数は項目ごとに3回までとします。全ページで行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第28 議案第27号 平成25年度氷川町下水道事業特別会計予算について

○議長（笠原良一君） 日程第28、議案第27号、平成25年度氷川町下水道事業特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑の回数は項目ごとに3回までとします。全ページで行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） ありませんね。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第29 議案第28号 平成25年度氷川町宅地開発事業特別会計予算について

○議長（笠原良一君） 日程第29、議案第28号、平成25年度氷川町宅地開発事業特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑の回数は項目ごとに3回までとします。全ページで行います。質疑はありませんか。

江崎議員。

○3番（江崎 悟君） 今回、宅地開発基金が廃止が決まりました。この宅地開発特別会計について、まだ定住促進分譲住宅の補助金、固定資産税の補助をやっているわけですが、この特別会計が閉鎖されるのはいつになるのでしょうか。

○議長（笠原良一君） 建設下水道課長。

○建設下水道課長（森田寿也君） ただいまのご質問ですが、閉鎖じゃございませんけれども、29年度までにですね、地方債を償還してまいらなきゃいけないということで、29年度までは事業は進めてまいりたいということで考えているところでございます。

○議長（笠原良一君） いいですか。ほかにありませんね

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(笠原良一君) 起立多数です。したがって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第30 第一次氷川町総合振興計画(基本計画)の変更についての訂正について

- 議長(笠原良一君) 日程第30、第一次氷川町総合振興計画(基本計画)の変更についての訂正についてを議題とします。

企画財政課長から第一次氷川町総合振興計画(基本計画)の変更についての訂正の説明を求めます。

企画財政課長。

- 企画財政課長(平 逸郎君) 第一次氷川町総合振興計画(基本計画)の変更の訂正についてご説明をさせていただきます。

お手元のほうに配付してございます第一次氷川町総合振興計画(基本計画)の変更についての訂正に関する説明書のほうをご覧ください。議案審査の中でもご説明させていただきましたが、計画書30ページ、施策の方針、消防・防災体制の強化を図る欄の最下段に消防施設の整備を1段追加をお願いいたします。内容につきましては、氷川分署の整備によるものでございます。よろしくお願いいたします。

- 議長(笠原良一君) お諮りします。

ただいま議題となっております第一次氷川町総合振興計画(基本計画)の変更についての訂正についてを許可することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(笠原良一君) 異議なしと認めます。

したがって、第一次氷川町総合振興計画(基本計画)の変更についての訂正についてを許可することに決定しました。

-----○-----

日程第31 議案第29号 第一次氷川町総合振興計画(基本計画)の変更について

- 議長(笠原良一君) 日程第31、議案第29号、第一次氷川町総合振興計画(基本計画)の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

江崎議員。

- 3番(江崎 悟君) このそれぞれの項目、町長が言われてる五つの戦略の中身につ

きましては、各課長のほうから十分説明をいただきましてよくわかった、わかって中身がわかったということです。どういうふうこれから先の5年間をこの後期基本計画に基づいて、この氷川町をどういうふうな方向に導くのかというのがこの後期基本計画だと思います。

課長の説明につきましてはもうわかりましたので、町長のほうにお伺いしたい。この後期基本計画について、藤本町長がもし2期目をやられたときにこれに基づいて氷川町のまちづくりをされていかれる。前回の前期5カ年と今度の後期5カ年の比較をずっとやってみて、廃止されたものも全部チェックを入れたんですけども、何を藤本町長はこの後期5カ年計画でやりたいのか、しようとしているのか、何が目玉なのかっていうのが少し町長のほうからお話いただければというふうに思います。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 昨日も一般質問の中でいろいろとこの計画につきましては議員からもご質問をいただきました。この振興計画というものは私個人の計画ではございません。マニフェストでもございません。町民の皆様方の総意に基づきましてこの5年間の計画がつくられたわけでございまして、これを基本といたしましてこれから町政運営をやっていかなければならない。そのときに「藤本何を考えてやっていくのか」というご質問であろうと思っておりますが、昨日もちょっとお答えしたかと思っておりますけども、私のいわゆる町政に対します基本的な考え方は、安心して暮らせる町、そして幸せを実感できる町、それをつくり上げていきたいというのが私の常に基本としているところでございまして、あとこの振興計画の中でそれがどこで見えるのかということになりますと、なかなか見えづらい部分があるのだろうというふうに思っておりますが、実はこの計画、それぞれのご審議をいただきまして、審議会に諮問をいたしますときに見せていただきました。そして追加、いわゆる私個人が追加しましたのは、一つは大きいのは一時避難場所ですね。災害時における一時避難場所をやっぱりつくるべきだろうと。昨日も議員のほうからも一般質問の中で 命山をつくるべきではないかというような話がありました。そのことは以前にも上田健一議員からも一般質問はされておりました。いわゆる「平たん部のいざというときの逃げ場所がないじゃないか」というようなご指摘もあっておりまして、そのことは一つつけ加えさせていただきました。

それから空き家対策、これにつきましても以前から相当議論になっていたところでございますし、各地区の区長様方からも「空き家についてどうにか対策をとられんのか」というご要望もいただいております。そのことが入っておりませんでしたので、改めて付け加えさせていただきます。

それから産業の振興というところで、実は今、議員も役場に来られるときに道を通って来られればわかると思っておりますが、作付けをされていない圃場がたくさんございます。以前でしたら、今空いておるところはい草の作付けがあったところだと思っておりますけれども、そういったことを考えますと、やはりこの氷川町にあった新しい作物、そういった新品種の作物も導入すべきではないかということでそのことも一つ項目として付け加えさせていただきました。

要はそれぞれ先ほど言いましたとおり、住民の皆様方がきちんと生活の基盤があって、そして幸せに暮らしていただける、そのような町をつくり上げていきたい。

あと、それぞれの取り組みにつきましては今後毎年毎年の実施計画なり、あるいは予算の中でそれぞれ皆様方にお示しをしていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（笠原良一君） 江崎議員。

○3番（江崎 悟君） 今、冒頭で言われました「個人計画ではない」、これは個人計画ではないということじゃなくて、やはりこの氷川町をどのような方向に導いて行こうと考えておられるのか。藤本カラーが出ないのはここら辺じゃないかと思うんです。藤本町長が先頭を切って、この5年間こういうことを氷川町としてはベースにやりたいから、そういうもとで基本計画ができるべきじゃないかなと私は思いました。この次、もうこの1期で辞めるっていうんだったらそれはそれでいいです。藤本町長は次、ちゃんと若いから2期目を目指して頑張るんであれば氷川町の将来の姿をやはりこの基本計画に入れてほしいなというふうに思っていたものですから、冒頭の質問、そういう質問をさせていただきました。

24年の広報誌の頭にも必ず安心して暮らせる、幸せの実感できるっていうのはもう一貫して言ってこられてるわけですけども、その中にこの今言われた一時避難場所については、ちゃんと県の方針も出てますから、当然これは入っていて当たり前、町長が言わなくてもこれは入っているべきであるだろうと思います。

また、空き家対策については、熊日で「空き家から見えること」、これがずっと連載でやられています。空き家対策をどうやればいいのか、その分についてやはり担当課長も空き家が今、区長さんたちが困っておられるんであれば、こういう空き家に対する対策も入れて当然のものだろうなというふうに思いました。

この藤本一臣後援会便りを読ませていただきました。新たな視点と発想により、氷川町の発展の種を一つ一つまいていく。今は種をまいている時期なんだというふうに町長は言われております。これからこの種が発芽して大きくなるためには、やはりこの基本計画は藤本カラーがもっと出ないと大きくなれない。発芽して大きくなるためにはやはりこの基本計画、とりわけ一般質問では土地利用計画の話させ

ていただきましたけれども、そういう安心して暮らせ、幸せを実感できるまちづくりに種だけまいてはだめなんです。これを育てるためには、この基本計画は私はすごく大事なもののなのに、藤本カラー出てないな。前回の前期分をそのまま5年間の反省をもとに次の5年間で計画されているとはどうしても思えない基本計画だなと思います。

藤本後援会の吉野校区長さんはこういうふうに書いておられます。「議員の皆様方に一言申し添えますと、与党・野党と絶対的な色分けではなく、町からにしろ個人からにしろ、すばらしい提言があった場合、それらを真摯に議論し合い、与党・野党に関係なく町の発展につながるのであれば、一丸となって向っていくそういった議会になってほしいものです。そういった議会になるために藤本町長が先頭音頭を取られることを望んでおります」、すばらしい後援会員の方が藤本町長のバックにはおられるなど私は思いました。

こうやって、これは一議員の意見として藤本町長は聞いておられるかもしれませんが、やはり議論をしていい方向にこの氷川町をもっていくためには、もっと藤本カラーを出さないとこの氷川町の行く末は見えてこないんです。だから私はこの基本計画、藤本カラーは全く入ってない。前の浜田町長がつくった総合振興計画そのままだが継承されているんじゃないかな。

その今、3点お話を聞きましたけれども、もっと本来、土地利用についても、道路基本計画についても、本来藤本色がもっと出る計画になるべきなのに、そういうものは一切出ないでこの4年間が終わってしまおうとしている。非常に残念に思っているところです。

この基本計画については、中身の詳細についてはもう十分に勉強させていただきましたので、意見ということで申し訳ございませんが以上です。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。

吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 大きく3点ほどちょっと。一つは町民ぐるみで進める農漁業の振興の中で、この間の取り組み、現状そして課題が出されています。この中に農業経営強化政策を推進してきました。しかしながら、平成17年以降、2ヘクタール以上の経営耕地面積を持つ農家が減少に転じており、大規模集積化が急務となっている。なかなか集落営農法人化や農業法人化の検討など進めていかなければならない、同じようにここに書いてあるわけですね。

私は集団営農法人化というのは本当なかなか厳しいんじゃないかなとそういう声をいっぱい聞きます。そういう中で、私は当然のことながら組織化あるいは集団営農化、そういったのがどうしても取り組めないところも出てくるんじゃないかと、

そういった小さな、小さなといいますか、それでも農業をやりたいという人に対する施策はこの中に入っているのかなという点が1点。

それからこの中に、あとのほうにも出てきますが、生ごみの堆肥化というのが書いてあります。この農業の点でもですね、堆肥センター建設の検討というのが書いてあるわけですが、クリーンセンターの問題等いろいろあります。そういった点ではもっと生ごみ対策についてはもっと強化した計画に立て直す必要はないのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

それから、もう1点は、男女共同参画で書かれているわけですが、私はこの問題は一番は人権なんですね。そういった点では、先ほどもちょっと言いましたが人権というのは本当に人間社会で生きていく上では本当に大事な問題だというように思っています。それとの関わりでここには性別にかかわらず、個人の個性や能力が発揮できる、人権が尊重されるまちづくりを進めていきたいというようにありました。そういった点では、本町の女性の登用の率をアップする取り組みというのは、この中ではどこに出てくるのかなというその3点、よかったらお聞かせいただきたいというように思います。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 詳しいことは多分、課長のほうが詳しいんでしょうが、全体の計画ということで私のほうから答えさせていただきたいと思っております。

まず農業の組織化という部分につきまして、なかなか難しいものがあるんだろうということですが、まさにそのとおりでございまして、これまでも十数年そういった働きかけをやってきましたけれどもなかなか実にならないというのが現状でございまして。しかしながら、まさに昨日もちょっとお話をしましたが、TPP参加の今議論がされております。そういった中でやはり耐力の強い農業、農家というものをつくっていかねばなりません。そのときに個人でできるところは個人を一生懸命応援していきたいと思っておりますが、個人でできない部分のところにつきましてはやはり組織化をする、そしてみんなで立ち向かっていく、そういったところをまた応援をしていきたいというように考えておりまして、そういった計画にも載せさせていただきます。具体的なことにつきましてはやはり、担当課のほうでこれからそれぞれ具体的な施策を展開してくれるものというふうに思っております。

生ごみにつきましても、これも大変重要な課題でございまして、生ごみを減らすためのいろんな今小さな施策を打っておりますけれども、なかなかそういった機械の普及にも至っていないというのが現状でございまして。もっと大きなところでは堆肥化という話がでておりますけれども、そのことにつきましても以前から何度も検討はされてきておりますが、やはり課題が多過ぎます。コストが高過ぎます。じゃあ

それできたものを本当に使っていただける内容のものかということになりますと、やはりそこにはいわゆる専門性が必要になってまいりますので、それをだれがやるのか、業として成り立っていくのか、そういったところが一番のネックのところであろうと思っておりますので、その点につきましてはやはり先ほどのクリーンセンターとの絡みもございます。それぞれの担当課でまた一生懸命考えてくれるものというように思います。

それから男女共同参画の部分で、女性の登用の話が出ました。いつぞやの熊日新聞に女性の登用率が載っておりましたが、そのときには氷川町割合高いほうだったと記憶いたしております。当然、男女に差なく、それぞれですね、適材適所、職場にしましてもいろんな委員会、あるいは審議会にいたしましても今一生懸命それぞれ女性の皆さん方の意見を聞くような手続きを取って、そういった登用をしているところでございますけれども、これからもさらにそれを加速させていきたいというふうに思っております。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） やはり町長が言われたように、なかなか集団化というのは厳しい状況だというふうに思います。もともとがやはり農業というのは個人一人一人がやってこれだけ大きく発展したものです。そういう点では個人も応援する分野はしっかりやっていくということだと思うので、ぜひそれは計画の中にしっかり組み入れていただきたいと思います。

ごみはこの間、ごみポストだとかいろんなのを研究してやってきました。しかし、この生ごみ処理っていうのはなかなか厳しい。町長が水を焼却するようなもんだっていう話を1回されたことがある。まさにそのとおりなんですね。そういった点からすると、私はこの総合計画ずっと読んでいく中で、堆肥化問題から始まって生ごみの堆肥化の問題もきちっと載せられているし、この間、昨日の一般質問の中でも出ましたが、福岡の大木町も見に行きましたし、たまたま茂木ではすごいことをやられるというのをわかりましたし、何かそこにヒントがあるような気もするんですね。だからこれは広域でごみ焼却をお願いするかどうかという私たちが考えなくちゃいけない問題もあるので、これはこの問題を一つ1本のラインでぜひ検討を付け加えていただきたいなというふうに思います。

あと、この議会見てご覧のとおり、男性ばかりです、議員が。やはりここにも女性の議員が上がってきて私は当然必要だと思うし、前回女性模擬議会だったですか、あの中でも女性の意見を聞いてほしいとかいろんな意見がありましたが、やはり私はいろんなところでそういう意味では半分は女性ですので、女性の登用を積極的に進める施策、もちろんその人のいろんな能力が必要だと思いますが、その点を

強く要望をしておきたいというふうに思います。

○議長（笠原良一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） ありませんね。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） ありませんね。これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第32 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（笠原良一君） 日程第32、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから諮問第1号を採決します。

本件は、適任者として推薦することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、諮問第1号は、適任者として推薦することに決定しました。

-----○-----

日程第 3 3 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（笠原良一君） 日程第 3 3、諮問第 2 号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから諮問第 2 号を採決します。

本件は、適任者として推薦することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、諮問第 2 号は、適任者として推薦することに決定しました。

-----○-----

日程第 3 4 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（笠原良一君） 日程第 3 4、諮問第 3 号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから諮問第 3 号を採決します。

本件は、適任者として推薦することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、諮問第3号は、適任者として推薦することに決定しました。

これでちょっと休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時13分

再開 午後3時16分

-----○-----

○議長（笠原良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま、町長から議案第30号、平成24年度氷川町一般会計補正予算（第7号）についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として、議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（笠原良一君） 異議なしと認めます。

議案第30号、平成24年度氷川町一般会計補正予算（第7号）についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第1 議案第30号 平成24年度氷川町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（笠原良一君） 追加日程第1、議案第30号、平成24年度氷川町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（藤本一臣君） 追加の議案提出を行うものでございます。議案第30号でございまして、平成24年度氷川町一般会計補正予算（第7号）でございまして。国の経済対策に伴いまして、社会資本整備総合交付金の追加補正ということで内示をいただきました。歳入歳出それぞれ6,189万9,000円を追加をしまして、歳入歳出総額それぞれ67億3,270万1,000円とするものでございます。

具体的な内容につきましては、担当課長より説明をさせますのでよろしくご審議をいただき、ご決定をいただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（笠原良一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（平 逸郎君） それでは議案第30号、平成24年度氷川町一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

平成24年度氷川町一般会計補正予算（第7号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

まず開けていただきまして1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,181万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億3,270万1,000円とする補正予算であります。

次に歳入をご説明いたします。8ページをご覧ください。65、10、25、5節土木費補助金3,916万2,000円は社会資本整備総合交付金（追加補正分）として国の補正予算で、道路維持修繕費として交付されるものです。

80、5、5、5節、一般寄附金54万5,000円は、ふるさと氷川応援寄附金として3月6日までに入金があった分です。

90、5、5、5節、前年度繰越金3,301万2,000円は財源調整のために繰越金を充てています。

9ページ、99、5、30、10節、合併特例債1,090万円の減額は、氷川中校舎耐震補強・大規模改造事業負担金によるものです。

続きまして歳出につきましてご説明いたします。10ページをご覧ください。10、5、85、25節、積立金50万円は、ふるさと氷川応援基金に積み立てます。

35、10、10、13節、委託料290万9,000円及び15節工事請負費6,217万円は道路維持修繕に関するものです。今回、国の補正により交付金対象となっております。

11ページ、45、15、5、19節、負担金補助及び交付金376万円の減額は、氷川中校舎の耐震補強・大規模改造事業において、学校施設環境改善交付金や緊急防災減債事業債を財源することにより負担金が減額となりました。これも国の大型補正予算によるものです。

以上で、一般会計補正予算（第7号）の説明を終わります。

○議長（笠原良一君） 学校教育課長、いいですか。

学校教育課長。

○学校教育課長（西尾正剛君） それでは中組のほうの負担金が減額になっておりますので、少し補足説明をさせていただきたいと思っております。

まず、竜中の体育館は補正で2月1日に国からの内定通知をいただきましたので補正組んでいるんですけども、この分は氷川中学校の二つの校舎の内定通知が2月27日に来ました。これが東日本大震災の復興予算の特別会計の分と一般会計の第一次補正の分で、二つの国の予算からの内定通知でございます。こちらのほうはおおよそ合わせて8,300万円です。

それとこの工事にかかる内訳なんですけれども、この8,300万円の補助金のほ

かに起債、緊急防災事業債が付きまして、この起債額については1億7,000万円程度です。そこでこの工事額自体は2億7,000万円の工事なんですけれども、まずここは、ここの中での減額のほうで説明しましたが、氷川中学校の24年度の当初予算で計上していましたが、実施設計を通常の中組の負担でしたならば約7,000万円なんですけれども、24年度については1,234万3,000円、これが実施設計の増額分ということで24年度予算構成になっております。

そこで、この1,234万3,000円の負担区分が八代市が82万3,000円、氷川町が1,152万円という金額でしたけれども、この1,152万円について合併特例債を活用するというので予算を組んだ次第です。この1,152万円の95%、1,090万円が一般会計で、こちらのほうで氷川町の負担金とする上で合併特例債を使うということで氷川町はこの起債を使った次第です。

八代市のほうは82万3,000円ですから一般財源のみの持ち出しということになるんですけども、氷川町のほうではこの合併特例債を使うということで予算措置をしておりました。そうしたところ、今言いましたように2月27日、24年度の内定通知ということで内定通知来ましたもんですから、この通知の中には補助金、つまり補助裏はすべて起債が活用できるということですので、工事費と実施設計と管理費を2億7,000万円を予算を使うということになります。ですから24年の当初で1,200万円町が負担金の中で合併特例債を使う予定だったんですけども、24年度の第一次補正でこの実施設計の分は、補助対象、補助裏の起債が活用できるということになりますので、組み替えをするということになります。この中で2億7,000万円の内訳の中では今話しました交付金、それと起債、それとこのほかに約800万円程度の単独での持ち出しというのがございます。こちらのほうは補助対象にならない理科備品でいきますと、その常設とならないような物品とかそういったのが補助対象、起債対象外になるもんですから、その分で800万円ぐらいかかるわけなんですけれども、単費持ち出し、負担区分を組み替えをするということでご理解をいただきたいと思っております。

この714万円については、当初実施設計ということで1,090万円を予算措置していたんですけどもそれが不必要になったための減額と、それと今度24年度で予算化する、こちらのほうは中組の臨時議会が3月28日行われる予定ですけども、そこで補正を組んで、25年度に繰り越しをするということでの2億7,000万円ですけども、合併特例債を使わずにそのかわり負担すべき分のおおよそ800万円ということになりますので、その相殺した金額ということで376万円は減額をして、そのおおよそ800万円の負担分ということで714万円ということになります。

少しわかりにくいと思うんですけども、結果的としては一般財源のほうからは先ほど話しました補助金と起債、残りの691万7,000円を25年に繰り越すというような予算段取りを考えおります。

以上でございます。

○議長（笠原良一君） 以上で、提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

上田議員。

○7番（上田健一君） さっきですね、平課長説明では氷川中学校の耐震工事が私、聞き違いかわかりません、2億5,000万円で聞いたんですけど、2億7,000万円、間違いはないですか。

○議長（笠原良一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（西尾正剛君） 工事額が工事費は2億5,089万5,000円です。それに管理費とあと今話しましたもう仕事は終わってるんですけども、実施設計の費用ということでトータルとして、これは予算の段階では1,234万3,000円でしたけれども、この工事に係る予算としては2億7,029万6,000円ということになります。

以上です。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） ありませんね。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第35 発議第1号 氷川町議会議員定数条例の制定について

○議長（笠原良一君） 日程第35、発議第1号、氷川町議会議員定数条例の制定につ

いてを議題とします。

提案者の上田議員の説明を求めます。

上田議員。

- 7番（上田健一君） 皆さんこんにちは。発議第1号、氷川町議会議員定数条例について、坂本議員の賛成を得ましたので説明いたします。

氷川町議会議員定数条例の制定について。上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

氷川町議会議員定数条例。地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、氷川町議会議員定数は12人とする。

附則、施行期日、1、この条例は公布の日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。（八代郡竜北町及び同郡宮原町の廃置分合に伴う市町村議会議員の定数に関する協議書の廃止）2、八代郡竜北町及び同郡宮原町の廃置分合に伴う市町村議会議員の定数に関する協議書（平成17年竜北町告示第29号）（平成17年宮原町告示第5号）は、廃止する。

理由、社会情勢に即応した地方議会制度を目指し、議会が住民意思を反映する機能を確保しつつ、かつ、簡素で能率的な運営を期する観点から、議員定数の見直しを図る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

以上です。

- 議長（笠原良一君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

吉川議員。

- 10番（吉川義雄君） 8点ほど聞きたいんですが、一度に全部尋ねるのを言っていますかね。一つずついいですか。

- 議長（笠原良一君） 一つずつが。

- 10番（吉川義雄君） じゃあまず、理由に挙げられています社会情勢に即応した地方議会制度を目指しというふうに漠然的に書いてありますが、どういうことをここでは言っておられるんでしょうか。議員定数の削減については、平成23年11月29日付で区長会からの要望書がありました。これが一つのきっかけで議会改革特別委員会を設置をして、この間議論をしてきたわけです。中間報告は出しましたが、この特別委員会では意見はまとまっていませんでした。この社会情勢に即応した地方議会制度を目指しというのが漠然としてちょっとわかりません。説明をお願いしたいというふうに思います。

- 議長（笠原良一君） 上田議員。

- 7番（上田健一君） 今、社会情勢に即応した地方議会ということですが、これはで

すね、新聞等でもご存じのことだと思いますが、12年度は2議会です、西原村、津奈木町が、13年度今年度は県内で11議会が改選で7議会は定数削減で進んでおります。また14年度、来年度はですね、4議会、御船町、球磨村、天草市、宇城市も定数減で決定しております。

氷川町でもやっぱり合併以来、区長さんの人員削減、職員の人員削減といろいろな行財政改革に取り組んでおられますし、議会も痛みを伴う改革をしなければならぬのではないかと考えております。

以上です。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 今言われた社会情勢に即応した地方議会制度を目指してというのは、他町村、西原とか今出されましたが、そういったところが削減をしていると。また行財政改革の一環として議員も痛みを感じなさいということだと思います。

2番目に、議会が住民意思を反映する機能を確保しつつつっていうふうに書いてあります。私は住民の声をいかに行政に反映させるかというのが議員の一つの大きな仕事だというふうに考えています。この機能を確保するってなってますが、当然2人減ったらその声は私は減っていくものだというふうに思います。私たち議員には議員になったときに議員必携というのが渡されます。それをしっかり読みなさいということだというふうに私は理解し、それをよく読んでいますが、その中に、議員必携の中に「分権時代に対応した新たな町村議会の活性化方策、あるべき議会像を求めて」ということで最終報告書、町村議会活性化研究会という全国町村議長会の中で組織されたところから出されています。

そこにこういうことがあります。議員定数削減を是とする風潮は、議会制民主主義を危うくし、現行の常任委員会制度を中核とする議会運営を困難にするものであり、議会の存在意義を身をもって示すことによってこの流れを阻止するよう努力するというふうに書かれています。これ提言なんです。

それで本町の議会改革特別委員会では、三つある特別委員会が人員が少ないので議論ができないということで三つの議会を2人にする。議員の数を増やそうというのを決めたと、これは確認されています、特別委員会です。

ここで言われる住民の意思を反映する機能は確保できるというふうに書いてあるわけですが、本当にできるんでしょうか。

○7番（上田健一君） 今まで1期の任期を定数14名で通したことはないし、合併から2期12名で議会は運営活動もしてきておると思います。私は何ら問題はないと思います。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 今の点ではちょっと反論をしときたいと思います。議会14人、14人当選をし、たまたま病気等で亡くなられ、町村長と同じ議会選挙の、期日が一緒なので補選ができないでこの間、2人欠員できたというのが実態だと思います。その2人分の声は完全に私は届いていないというふうに思います。

三つ目に、簡素で能率的な運営を期する観点からというふうに書かれています。区長会は、要望の中で議会のあり方についてこう要請をいたしました。一つは、町政と議会が一体となって町をつくっていく、その中で不都合があれば審議しながら修正していくのが議会本来の姿と思われる。今の氷川町議会は与党、野党と分かれすぎる。よいことはよい、いけないことはいけないと、与野党の枠を超えた議会であってほしい。

2番目に、議長不信任、あるいは議員辞職勧告のうわさがあると。議員同士の足の引っ張り合いをなくしてこれからの氷川町を議論していただきたい。

そして三つ目に初めて篠栗町は3万1,000人に対して12名だったと、氷川町は1万3,000人しかいないではないか。これから財政が厳しくなる中、定数を減らす議論をしていただきたい。定数を減らす議論をしていただきたいというのが区長会の要望でした。

それでお尋ねをしますが、簡素で能率的な運営を期するという点で言われるのは、この区長会が議員定数を減らしなさいというのを出された、それが私は一番のきっかけだと思いますが、そうでしょうか。

それとあわせて2人の議員が減ることによって、当然経費は浮いてくるわけですが、幾ら経費は浮くというふうに判断されているのでしょうか。

○7番（上田健一君） まず簡素化ですね、簡素化はさっき言いましたように1期14名でやったことはない、合併から2期12名でやってやはり議会の運営活動できて、こういうのが簡素化と私は思っておりますよ。

それと金額はわかりませんね。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 簡素化というのは、議員の数が減ったのを簡素化と、私はそれは言わないと思うんです。私はここで一番大事なのは、議会本来のあり方、議会は何をすべきか、そこが一つは区長会の皆さん方に私たちが示しきらなかった。この議会の責任は私は大きいと思うんです。

そういう中で、私たち氷川町議会では、議会基本条例というのをつくりました。この中にどういったことを書いたか。この中に目的として憲法は町長も町民から選ばれる、議員も選ばれる、この二元性をとっておるんだと。だからお互いに独立対等な立場で緊張感を持ちながら町政運営をやっていく仕組みなんだよと。だから氷

川町政をより町民の視点に立ったものとしていくために私たちはこの基本条例をつくるんだということをしました。

この間、私はこの中にうたわれている議会報告会の開催を強く要求しましたが、残念ながら「いや、そんなのは開かれない」というのが意見でしたが、こういったことを十分やるのが大事であって、やらないのが簡素化じゃないんですか、どうですか。

○7番（上田健一君） この前中間報告で話しましたとおりですね、いろいろ議会改革を進めていくためにはまだまだ議会運営のあり方、議会機能の強化、情報の公開・共有、町民参加の推進、こういうのを吉川議員言われますように住民座談会かな、そういうのに当てはまるんじゃないかと思えますし、また今からですんで。多くのことを議論する必要はまだまだあるわけですよ。今回は議員定数をこうやって削減ではどうかと私は条例を出したわけですから。まだまだ議会改革のほうは続いてありますからね。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 今言われたように、私は議員定数削減の前にやっぱりやるべきことがあると思うんです。議会が本当に町民から信頼されるような議会にやっていく。私は年に4回しかない一般質問の機会は、議員には4回しかありません。議員になって、二十数年間、一度もこれをさぼったことはありません。やはり議会が本当に住民の声を取り上げて、こんな町民が思ってるよということを町政にきちっと伝える、私はそれをまずやって、議会がこんな活動やりましたよというのを議会広報誌やあるいは議会報告会をやって、その上で「区長さん、どうでしょうか」と、「やっぱり議員減らしたほうがいいでしょうか」と、このように相談するのが先ではないかなと。議員減らしてしまっただけで、ますます議会が議論しにくくなっていく中で、どうやって議会を活性化していこうというんでしょうか。私はその点ではこの3番目に出されている、簡素で能率的な運営を期する観点というのは、私は間違っていると思います。

もっと本来議員の歳費が少なくなっても、もっといろんな多面的な、先ほど女性の登用の話をしましたが、若い人、女性、そういった人たちが議会に入って来て、いろんな声を反映できる議会にするのが先ではないかと思いますが、その点どう思いますか。

○7番（上田健一君） それは今後ですね、特別委員会です、議論、先ほど話したように議論していけばいいんじゃないですか。議論を重々としてですね、月に今まで1回やってましたが2回やるとか、3回でも構いませんですよ。そうやってやっていきましょう。

○議長（笠原良一君） 有田議員。

○11番（有田芳人君） 私はこの問題については反対の立場でちょっと話をしたいと思います。といいますのは、当初この今の現況から申し上げますと、国はどのようなことをやってきたか。日本国のほうで検討されているいろいろなところで合併、合併、合併とまず農協を見ればわかるじゃないですか。農協がいうならば八代郡市の合併ともってきて、今現況はどうなってるか。そこは話は同じですけどもね。ただ、私が言いますのは、

○議長（笠原良一君） ちょっと、いや、質疑です。討論ではありません。討論ではありません。質疑をお願いします。

○11番（有田芳人君） 私が言うのはですね、今この質疑というのはどういうことかと言いますと、12名に減らすということが質疑になるんですから。減らすのに、何の今の現況からするならば合併してまだ8年ですね。その前は何名だったか。それからしますならば今の12名というのは絶対に、12名が今2人減るとるから14名は12名になすと。今の現況からしますならこれは区長会から話が出てきたんだから、区長のほうも今の現況からするならうちあたりの同じ私は新田ですけども、3部落を一つにしたっです。そっと同じであってですね、結局議員の数も同じであると私は思うんです。そういうことで減らすばかりが能じゃないということを私は申し上げたいと思います。

○議長（笠原良一君） 討論ではありません。質疑です。

○11番（有田芳人君） 質疑ですよ。

○議長（笠原良一君） ちょっと今答えるあれが、質疑として認めません。

ほかに質疑ありませんか。

田中議員。

○2番（田中照男君） 先ほど吉川議員の質問の中で最初に出た議員削減が他町村で行われているというふうに報告されましたけど、削減されてる、どういう理由で削減したかっていう各町村のあれがあると思うわけですよ。何かがないと削減はしないと思いますので、削減した市町村の何ていうのですか、減らした議員削減した理由をちょっと述べていただきたいと思います。

○7番（上田健一君） 私も行っって各町村に行っって確認したわけじゃありませんが、新聞等ではですね、いろいろ行財政改革とか、それとある地区ではですね、山間部のほうではですね、過疎化といいますか、人口が減っていくし今のうち減らしていつとこかというあれもありましたね。私が今、覚えとるところでは。

○議長（笠原良一君） 田中議員。

○2番（田中照男君） 私が聞いている中では、合併協議会の際に選挙何回後には何

人にするというふうなことを決めて減らしている町村が結構あると思いますが、そういう話は聞かれませんか。

○7番（上田健一君） 私はそれは調べとらんですね。

○議長（笠原良一君） 田中議員。

○2番（田中照男君） 私が言いたいのはですね、よその町村の多くっていうが案外あるのはですね、もう初めからですね、議員定数を下げるということを決めた中でですね、合併してる町村を私話を聞くわけです。それはですね、初めから決まったところですね、下げるからですね、理由なくとも下げていけるわけですよ。合併協議会で何年後には幾つにするということを初めから決めて合併している。

この氷川町は合併協議会で14というふうにして決めて合併したわけですよ。私はですね、その合併協議会で決めたことをここで変えるということに対しての理由がわかりません。その理由をお願いいたします。

○7番（上田健一君） それ先ほど言いましたように世論がやっぱり12年が2議会でしょ、13年が11議会、14年が4議会、やっぱりこうやってどこも定数削減していったわけですよ。それで氷川町もどうだろうかなということで私は出したわけです。

○議長（笠原良一君） 田中議員、今度はもう3回質問ですから項目を変えてしてください。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） ありませんね。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 私は本議案に反対の立場で討論いたします。

区長会は議会の議員削減の前に議会のあり方を述べています。もっと町のことを議論してほしい、こういうことでもあります。議会改革特別委員会も議会のあり方を検討し、4人ないし5人で行われている常任委員会では、本当の議論ができない、こういうことでこの間、常任委員会はほとんど開かれてきませんでした。

これは議会本来の姿じゃないということで今回、二つの委員会に減らそうとこのようにしました。14人でいけば1委員会7名ということになります。これは先ほど言いました全国の経験からも新たな町村議会の活性化方策の中でも常任委員会のあり方を全く同じ立場で言っています。

区長会は1地区2人の区長から1人の体制にし、経費を削減したと言われました。先ほど委員長の話でも議員も痛みを感じなさいということでもあります。

私は先日早尾で開かれた総会の中で、「議員削減はどうなっているのか」という声があって、「今12名という話が出ています」ということもしました。私が2人減るということは住民の声がそれだけ届かなくなるんですってという話をしました。うなずいておられた方もたくさんいます。議員削減が住民の声、体制にはなっていないというふうに私は思います。

今回の議案、本議案は14から2人減らして12名とするということでもあります。憲法93条は、地方議会は国会の議員内閣制と異なり、議会と市長がともに選挙によって公選される二元代表制であること、議会と市長はそれぞれ独立し、かつ対等であり、互いに牽制しながらバランスを図り、地方行政の公正な運営を図ることを明記しています。そして地方議会の役割を議決と立法の機能を持った議事機関であるということを行っています。議会は合議制であるがゆえに多様な住民の民意を可能な限り反映して十分な議論を通して民意を調整し、意思決定を図るという重要な役割を持っています。

今回の提案は、民意の反映、政策の立案、行政に対する監視など地方議会のあり方をめぐる本質的な議論がされない中で出されたものであります。

地方自治総合研究所の主任研究員である辻山氏は以前開かれた都市行政問題の講演の中で、全国的に議員定数の削減が進んでいる事態について、「地域の民主主義を代表する議員の定数が減り、代表率が低下している。これで本当に多様な意見を調整していくことが可能かという危機感がいっぱいだ。議員定数も多様化を求められるようになってきている。次々に議員定数が削減されていって、一体少数者の意見はだれが代表するのだろうか」こういった懸念を表明されています。

氷川町は竜北町と宮原町が合併して誕生しました。今質疑の中でもありましたが、当時、竜北町14、宮原町12、計26名いた議員が合併を機に一気に14名としました。ある住民の方は、「自分の地区には議員がいないので、地元の要求がなかなか実現しない」と私に言ってこられました。さらに2人を減らすとますますこうした声が広がるだけではないでしょうか。

経費節約の話もあります。氷川町の平成23年度決算で見ると、議会費は5,541万7,000円です。一般会計の歳出に占める割合のわずか1%であります。2人の議員を削減しても浮いてくる金額はわずか700万円程度ではないでしょうか。経費削減というのならば、今議員に支給されている費用弁償の廃止、また経費の削減をまずやるべきです。

私は指名競争入札で高値落札が続いていることを取り上げ、入札制度の改善を図

れば経費が出てくる、こういった話も以前したことがあります。今回入札制度が改革をされるようになっていますが、私はこういったことをきちっとやる、また不要不急の事業がないか、こういった事業をチェックする。これが私は経費節約の一番大きな柱になると思います。

「議員が多いから減らせ」、「よそも減らしているから減らせ」、こういった声をよく聞きます。日本世論調査会が全国規模で行った中央自治に関する調査の中で、議員議会への不満の理由が大きく五つ示されています。議会活動が十分に伝わらない、行政のチェック機能をはたしていない、議員のモラルが低い、議会内での取り引きを優先して審議が不透明、議会の政策立案能力が低い、これが上位から並んでいます。こうした声を背景に、議員が働いていない、少々議員が減っても変わらない、こういうふうに議会が住民から私は重要視されていないことがあると思います。氷川町の区長会の要望も議会が議会らしくというふうに書いてあったではないでしょうか。議会の様子が十分に伝わっていないこともあります。私は議会の今のあり方が大きく問題にされたと思います。

氷川町には、先ほども言いましたが議会基本条例があります。議会のあるべき姿を掲げています。その1つに議会報告会の開催があります。私は議長にもお願いをしました。一部の議員が開催に反対をし、一度も開かれていません。これが私は今一番反省しなければならないのではないのでしょうか。議会制民主主義の中で議員だけが予算を議論できます。今日決定をいたしました。また、議員が住民の立場に立って、住民の声を取り上げ、町政をしっかりとチェックすることにより、議会議員は必要なものだということをわかってもらうことが、まず一番最初にやるべきことじゃないのでしょうか。世論で議員を減らせというのがあるから、議員提案で議員を削減するというの、議員自らが議員というものを否定していることになります。また、議員数を減らしても私は言葉はよくないかもしれませんが、働かない議員が落選するという保証はありません。そうするとさらに減らすということになります。突き詰めると、議会あるいは議員そのものが要らないんだということにつながっていくと思います。

私は議員定数の削減というのは、議会の機能を低下させ、町民の皆さんの声を町政に届きにくくする、また行政監視機能を弱めます。今議会が取り組むべきことは、議員定数の削減ではなくて、住民参加の議会など自ら決めた氷川町議会基本条例に沿った議会活動を進めるときだというふうに思います。

以上の立場から、私は本議案に反対をいたします。

○議長（笠原良一君） 坂本議員。

○13番（坂本悦男君） 上田健一議員から出されました議員削減の発議に賛成討論を

いたします。

氷川町は平成17年、旧竜北町議員定数14名、旧宮原町12名の2町が合併し、議員定数14名でスタートし10月で8年目を迎えます。この間、亡くなられたり辞職等もあり、12名で構成された期間がほとんどであります。12名での議会運営にも支障はなかったと私は判断しています。

議員定数削減は、全国市町村の課題であり流れでもあります。八代市が34名、今年の改選から32名ということであります。宇城市においても30名でスタートし、4年後26名、来年度の改選では22名ということであります。

また区長会からの定数削減の要請は、世論であり町民は削減を望んでいるということを受託に受け止めなければなりません。行財政改革を進めている中、議会が範を示し、町民に必要とされる議会をつくり上げなければなりません。

そういうことで私は議員定数12名に賛成いたします。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。田中議員。

○2番（田中照男君） 私は反対討論をいたします。

この議員定数の削減は、この議会改革調査特別委員会の中間報告をもとに出されたのじゃないかと思えます。その中で、議会改革を進めるには、まだまだ議会運営のあり方、議会機能の強化、情報の公開・共有、町民参加の推進など多くのことを議論する必要があります。町民の負託に応えるべき議会及び議員となるためにこの特別委員会がさらに議論を重ねていくことを確認し、中間報告とするとなっております。まだまだ定数削減の条例を出すには早過ぎる状態であります。まだ議論を重ね話し合うべきことがいっぱいあります。その中間報告、まだ結審は出ない委員会の中間報告で議員削減が出されるということは不十分な議論であります。もう少し議論を重ねての議員削減の提出をお願いいたします。

そういうことで反対いたします。

○議長（笠原良一君） 有田議員。

○11番（有田芳人君） いわゆる途中、中間報告がもういかなれば採決になつとということで私はびっくりしたわけですけども、実はですね、私はさっきもちょっと質問のときにちょっと出しましたけれども、今の現況はどうなのか。合併してよかったのか悪かったのかと。まずこれ聞かれたときに、まず地域の婦人会は減るは、老人会も減っていくは、今の現況からするなら老人会も同じ新田の部落で三つが合併しただけで、3人の区長さんが1人になった。それだけで老人会まで消えてしまうたと、こういう状況なんです。

総括しますならば、いわゆる減らすばかりが能じゃないと。いわゆる私の部落は2,500メーターありますけれども、この2,500メーターを1人でせなならん

と。いっちょん変わらん問題なんです。ここら付近からするならば減らすだけが能じゃないと。やっぱり町民の言いたいことが届くようなことをするのが私は必要じゃないかと。そっで合併して8年やそこらでもうやめるとるふうならば、いうなればですよ、いっちょん議員がおらんだったらどがんしますか、なら。いうならばおらんでちゃよかつじゃなかですか。区長さんにでん尋ぬんならば、そういうですね、だから議員のことば区長さんから言われるけん云々と、なら議員が区長さんのこと言うたらどがんなりますかね。そういうことから考えるならば、町民のためにどんなにしてよくなすかば考えるならよかつじゃなかですか。そういうためで人数減らすのは反対だということを申し上げます。終わり。

○議長（笠原良一君） 上田議員。

○6番（上田俊孝君） 私は削減賛成の立場で討論いたします。

合併してもう交付金のほうもあと3年したら約3割地方交付金がカットされます。その中で私の計算は、議員2人削減することによって、行政負担も合わせて約3,000万円ですね、削減ができます、1期で。1期ですよ。4年で。その中でですね、2人でですよ。

議長、人の意見言うときはやめさせてください。議員は品格が大事ですよ。

その中でですね、氷川町議会基本条例の中の第5章議員定数、議員報酬等の基本的考えの中でですね、第14条読み上げます。議員定数及び議員報酬に関しては別に条例で定める。これらの条例についてはこれを制定し、または改廃するときは議会基本条例の趣旨を踏まえ、これを提出する。この場合は民意を徴集するために参考人制度、公聴会制度等を活用することができるとこれに書いてあります。

立派にですね、区長会さんのほうの意見はですね、これに私値すると思います。区長会さんの意見を尊重してですね、今回、私は賛成の立場で討論させていただきます。

○議長（笠原良一君） 終わりですね。永田議員。

○14番（永田義昭君） 私も賛成の立場で討論いたします。

区長会からの議員定数削減の要請がっておりますけれども、これは私はやはり先ほど坂本議員も言われましたけれども、世論であり、民意であり、町民は削減を望んでいると思います。

私自身にも以前から町民の方との会合などで議員定数削減の話は多くの人から聞いています。その中では、「議員は自分たちも身を守るために削減をしないのでは」と、「その中に触れたくもしないのではないか」と言われたこともあります。そういったことを考えますと、やはり定数削減は町民の望みだと思えますし、民意は大事にしたいと思えますので、私は本案に賛成いたします。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。三浦議員。

○1番（三浦賢治君） 私も賛成の立場で討論させていただきます。

私も議員にならしていただいて3年5カ月が過ぎるわけですが、その間先ほども言われましたように、定数が少なくなれば町民の声が町に反映できないというようなお話もございましたけども、私は全く逆の立場でございます。

私は私なりにやっぱり町民の声は町のほうに伝わっていていると思っております。それからやっぱり町民の皆さんの声も、「定員、もう12名ぐらいでいいんじゃないか」という声もあります。これはその地域地域によって違うかと思えますけども、うちはまだ12ぐらいでいいだろうという声もございます。そして今まで14が12で3年5カ月来ましたが、何ら町民の方にご迷惑をかけるということも私はなかったというふうに思っておりますので、賛成とさせていただきます。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） ありませんね。これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立多数です。したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第36 発議第2号 氷川町文化財保護条例の一部を改正する条例について

○議長（笠原良一君） 日程第36、発議第2号、氷川町文化財保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の江寄議員の説明を求めます。江寄議員。

○3番（江寄 悟君） 提出者江寄悟が田中議員の賛成を受けまして、氷川町文化財保護条例の一部を改正する条例についてを発議したいと思います。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出をいたします。

氷川町文化財保護条例の一部を改正する条例。

氷川町文化財保護条例（平成17年氷川町条例第78号）の一部を次のように改正する。

第19条の次に次の1章を加える。第4章、罰則。

第20条、町指定文化財を破壊し、損傷し、又は隠匿した者は、5万円以下の罰金又は、科料に処する。

第21条、第13条の規定に違反して、教育委員会の許可を受けずに、若しくはその許可の条件に従わないで町指定文化財の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかったものは、3万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第22条、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務若しくは財産の管理に関して前2条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の刑を科する。

附則、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

理由、町指定文化財を保存し、管理するためには罰則規定を設ける必要がある。これが、この議案を提出する理由です。

なお、補足説明をさせていただきます。町の指定文化財保護条例につきまして、条文を全部いろいろ精査をいたしました。この文化財につきましては、県の文化財保護条例及び八代市、宇城市各市町村の文化財保護条例を調査いたしましたところ、本町の文化財保護条例にだけこの罰則規定がありませんでした。よって、これは県、他市町村にそろえて罰則規定を設ける必要があるということで今回条例の一部変更を提案する理由です。

以上です。

一部訂正をいたします。第20条の町指定文化財を破壊と言いましたが、損壊に訂正させていただきます。以上です。

○議長（笠原良一君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

坂本議員。

○13番（坂本悦男君） ただいまの江寄議員の発議は宮原地区の大王山古墳問題が発端での発議であると思います。この件については、全員協議会を2回開いて説明を聞き、対応策を検討してきたと思います。

なぜ今の時期に一部の議員によって、こういう条例案を出されたのですか、お聞きします。

○議長（笠原良一君） 江寄議員どうぞ。

○3番（江寄 悟君） お答えいたします。今回、この条例案の不備が見つかったのは、大王山古墳の全員協議会のときに執行部のほうからの説明で、「町の指定文化財をさわること、条例はあるけれども罰則規定はうちの町にはないんです。だからお願いする以外にないんです」というふうな執行部からの説明がありました。

今回、この町の指定文化財を本当に大切、重要だというふうに思うのであれば、私は町の執行部のほうから「この文化財保護条例の一部改正を提出してもらえませんか」とお願いしました。しかし、今坂本議員が言われますように、「この大王山古

墳の問題があるので出せない」という話がありましたので、大王山古墳に関する今回の件に関してはこの条例は採用されません。ただし、この件がそのまま何の罰則もなくまかり通ってしまえば町の指定文化財、どこでも損壊、損傷、隠匿ができるようになります。ですから、これがわかった時点で私は当然この罰則規定を入れておいて、町の指定文化財を保護していかなければならないと思います。

坂本議員が一般質問されたときに、大野古墳群それは大事に町の古墳は大事に保存していかなければいけない、そういうふうに町長の答弁もありました。そういう意味で町の指定文化財を保存していくためには、早目にこの分かった時点で罰則規定を設けるべきだ。だからなぜ今の時期かといいますのは、わかった時点でやるべきだと思います。

一部の議員がという言い方ですが一部の議員ではありません。私が田中議員に賛同を求めてやってるということでご理解ください。

○議長（笠原良一君） 坂本議員。

○13番（坂本悦男君） もっともっとですね、全員協議会を開いて、問題を解決していくのが議員の努めだと私は思っております。私が一部の議員といったのはこういう条例案を出す場合には、みんなの議員に言って、議運でも開いてですね、そして全協でもピシッと決めてそして出していただきたい。その辺のところはどう思っておられますか。

○議長（笠原良一君） 江寄議員。

○3番（江寄 悟君） お答えします。議員には議案提出権があります。今、坂本議員が言われるのは、議会全部で議論して議案を提出するかしないかを決めろという言い方、それは議員必携にも書いてありますが、議員は自分の意見に基づいて議会の承認を受けなくても全協でちゃんと同意を取らなくても、議会運営委員会で承認を受けなくても、議員として議案提案権があるわけです。ですから私は町の執行部のほうにもお願いをいたしました。しかし、これは他の市町村に全てあるのに、うちの文化財保護条例、町の文化財保護条例にはないですからこれは当然あってしかるべき、本来なかったのが間違ってたと私は思いましたので、全員の皆さんの同意が取れる、そういうふうに思っているところです。

○議長（笠原良一君） 上田議員。

○6番（上田俊孝君） 江寄議員、さっきのですね、議員提出も一緒ですけど、区長会さんのほうから与党・野党という表現出されましたですね。まさしくさっき言われた坂本議員のことそのものですよ。こういう大事なですね、条例改正にですね、やっぱり全員協議会は私は開くべきだと思います。どうお考えでしょうか。

○議長（笠原良一君） これは質問ではないですから。

ほかにありませんか。ちょっと待ってください。なければどうぞ。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

永田議員。

○14番（永田義昭君） 私は今回の文化財保護条例一部改正案に反対の立場で討論いたします。

氷川町指定文化財大王山第2号問題については、町の教育委員会でも県の文化課に入ってもらって解決へ向けて現在努力されている状況であります。まだ解決していない状態で、今回の罰則を設ける条例改正案、大王山第2号問題には当てはまらないということを今、先ほど聞きましたが、今後同じような問題が起きたときのために罰則を設けるものだと思いますが、まだ話し合いの最中であり、相手からすると自分に対する罰則を設けられるような気がして、感情的に悪影響を及ぼす恐れがあると思います。

この条例改正案、時期尚早で問題解決後に提案したほうがよいと私は思いますので、今回は反対いたします。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。ちょっと待ってください。賛成の方。なければ、賛成ですか。賛成の方いますか。おらないようです。

○6番（上田俊孝君） この発議に対して反対の立場で討論させていただきます。

先ほど言われたですね、全員協議会の中ですね、みんな賛否を取りながらやっていくべきだと思います。まだ今ですね、今教育長、行政のほうもいろんな形で努力されておる中ですね、今出すということは時期尚早で、いろんなですね、いい方向にはいかないと思います、これを今可決したら。

以上で反対討論とさせていただきます。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 私は賛成も反対もしないつもりでおりましたが、今、2人の議員から、こういうのを出すときには全員協議会を開いてみんなで話し合ってから話がありました。先ほどの議員定数削減は何ですか。特別委員会で議決もしていない、意見が真っ二つに割れているのを出したじゃないですか。そういうのは棚に上げて、何で全員で話し合ってでしょうか。

私は目の前が対象になって、文化財を壊したということで大きな問題になっているお寺の前にいます。江寄議員が先ほど話をしたように、私はこの間「氷川町は文

化財がいっぱいある、古墳を生かしたまちづくりも考えたらどうでしょうか」と。

「観光開発もすべきではないでしょうか」と、このことをずっと言ってきました。大野古墳についても、国指定の話も聞き、「なおさらのこと古墳を生かした氷川町にすべきではないか」、このように何度も言ってきたわけでありませう。

今回出すのは、やはり氷川町が指定している文化財、今後この文化財を勝手にさわってほしくない。私はただそれだけではないかなというふうに思うわけだ。本当に全員協議会で何ごとも話し合ってやっけていくと、私はそうはならない。そうなるんだったら議会議が要るんでせうか。

私は先の議会議でオール賛成の議会議だったと、本当によかつたっていう発言を聞いたときに、先ほど言いましたが、「議会議と執行部が対等平等、車の両輪でいくんだよ」というのを私は議員になつたときに、そういうことを先輩議員から教えいただきました。私は議員としての権利を江寄議員が行使しただけであつて、私はそれを皆さんが納得しなければ反対して否決すればいいわけだ。賛同する人がおれば当然、採択されるでせう。私はそれでいいというふうに判断をし、私は賛成討論とします。

○議長（笠原良一君） 片山議員。

○12番（片山裕治君） 私は賛成の立場で討論をいたします。

執行部のほうから大王山古墳についても説明していただいたときに、私も「町が積極的に開発を進めて公園化づくりしてやったらどうでせうか」というようなお話もさせていただきます。そのときに、「町にはたくさん古墳、文化財があります」と、「そういう中で一つをしてしまうとほかに関連した事業もしていかなければいけない。高額な費用がかかる」というようなお話もされました。

私はあそこは今、開発してその土地のですね、地権者の方も自分が使いやすいような状態にしたいって、本人は思つてられる。そういう中でですね、町の姿勢としてやはり協力してお話しながらお手伝いするとか、いうような姿勢を見せないといけないんじゃないかなというふうなことも言つてまいりました。

それで実際ですね、今問題になつてるのはこれから先、実際に古墳を氷川町としては大事に守つていくのかつていう観点から、今、大野窟古墳を国指定にするというふうな動きを執行部ではされているわけですけども、実際に町がそういう問題に背を向けて、じゃあそういう規則も設けないような状況でいいのなつていうふうな気がします。

この問題はですね、やはり町にもちゃんとした姿勢でですね、ルールづくりをしたほうがいいと思います。それで私は賛成いたします。

○議長（笠原良一君） 三浦議員。

○1番（三浦賢治君） 私は反対の立場で討論をさせていただきます。

町からの説明が1回ほどありましたが、現在協議をしていくという説明だったと私は思っております。まだ町からの結論も出ないし、議会の議論もしていない中で、今罰則という条例を出せば、やっぱりその本人さんにしてみれば、やっぱり憤慨するところもあるでしょうし、今からの協議もなかなか難しい点が私はなってくるんじゃないかと思えます。

この罰則については、もう少し結論を見てからでもいいんじゃないでしょうか。私はそれで反対をいたします。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） なければこれで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立多数です。したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第37 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査の申し出について

○議長（笠原良一君） 日程第37、文教厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。

文教厚生常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました、ふたたび被爆者をつくらないために現行法（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）の改正を求める議会決議・意見書採択の陳情について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第38 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（笠原良一君） 日程第38、議会運営委員会からの閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました、会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありません。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（笠原良一君） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第1回氷川町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後4時30分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日 氷川町議会議長 笠原良一

平成 年 月 日 氷川町議会議員 片山裕治

平成 年 月 日 氷川町議会議員 坂本悦男